



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程（４・完）：第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで
Author(s)	松本, 彩花
Citation	北大法学論集, 69(3), 1-64
Issue Date	2018-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71607
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no3_01.pdf



カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程（四・完）

—— 第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで ——

松 本 彩 花

目 次

序論

- （一） 先行研究の概観と近年の研究動向
- （二） 本稿の目的とシュミット民主主義論に関する先行研究

(三) 本稿の研究視角と全体構成

第一章

シュトラスブルク大学時代におけるシュミット思想（一九一〇—一九一九年）

第一節

『国家の価値と個人の意義』における国家論

第二節

最初期シュミットにおける共同体と個人

第三節

法学方法論をめぐる一九一〇年代におけるシュミットとケルゼン

第二章

第一次世界大戦期に始まるシュミットの独裁論研究（一九一五—一九二二年）

第一節

独裁論の出発点としての戒厳状態論

第二節

第一次大戦直後のシュミットにおけるボダン論とホッブズ論

第三節

『独裁』成立の諸状況と委任独裁論の形成

第四節

『独裁』における主権独裁論——人民の意志についての考察

第五節

プロレタリア独裁評価をめぐるシュミットとケルゼン

第三章

シュミットの人民主権論批判（一九二二年）

第一節

『政治神学』における政治神学的方法

第二節

政治神学の由来——反革命国家哲学者からの影響

第三節

シュミットにおける政治神学的方法の継承と独自の展開

第四節

人民主権の成立過程をめぐるシュミットとケルゼン

第四章

シュミット民主主義論の展開（一九二三—一九二六年）

第一節

民主主義における人民の意志の同一性と同一化

第二節

民主主義における同質性

第三節

民主主義と政治的統一の関係——「政治的なものの概念」

第五章

シュミット民主主義論の新たな展開とその起源（一九二七年）

第一節

民主主義における人民と政務官の対立

第二節

民主主義論における喝采概念

（以上、六十八巻六号）

（以上、六十九巻一号）

第三節 民主主義論の変容——指導者と人民

（以上、六十九卷二号）

第六章

『憲法論』におけるシュミット民主主義論の完成（一九二八年）

第一節

『憲法論』における人民の政治的統一としての国家観

第二節

『憲法論』における民主主義的同一性概念

第三節

『憲法論』における代表概念

第四節

『憲法論』における同一性原理と代表原理の結合

結び

（一）シュミット民主主義論の成立過程

（二）シュミット民主主義論の相対化——ケルゼンとの比較を通じて

（三）シュミット民主主義論のその後の展開

（四）シュミット民主主義論に内在する諸問題

（以上、本号）

※文献からの引用を示すために本文中で用いた略号については、六十八巻六号に記載した「引用について」を参照されたい。

第六章 『憲法論』におけるシュミット民主主義論の完成（一九二八年）

本稿はこれまでの章において、一九一〇年代から一九二七年までの時期における、民主主義に関するシュミットの思想の形成過程を再構成した。本章では、その思想的発展の帰結と理論的成果として、『憲法論』（一九二八年）において彼の民主主義論がどのようにして完成されたのかを説明する。第一に、本稿がこれまでに検討した一九一〇年代以来のシュミットの国家観の発展過程を概観し、国家的統一を重視する点で、彼は初期以来一貫した政治的価値観を有していたことを示す。そして、国家を「人民の政治的状态」と捉えた「政治的なものの概念」（初版、一九二七年）を経て、『憲

『法論』では「人民の政治的統一」として国家が定義される経緯を詳らかにする。第二に、『独裁』（一九二一年）以来、彼により論じられた民主主義的同一性概念の発展過程を確認し、『憲法論』で新たに、「政治的に統一された人民と経験的に存在する人民との一致」として、同一性概念が定式化されたことを明らかにする。第三に、同一性概念と対になる政治的構成原理として、『憲法論』で定式化された代表概念の発展過程を詳らかにする。『憲法論』では、一九一〇年代以来のカトリシズム論における代表概念を継承しながらも、「人民の政治的統一」を代表の内容とする新たな代表原理が形成されたことを示す。最後に、〈近代憲法の政治体制は同一性原理と代表原理との結合により構成される〉とする命題はどのようにして導き出されたのかという問題を、民主主義的同一性原理自体に内在する限界に関する彼の論考に注目し、明らかにする。そして、人民の信任と喝采を受ける政治指導者であり、同時に人民の政治的統一を代表する者として、すなわち同一性原理と代表原理の結合を表現する者として、ライヒ大統領の地位を解釈しようとしたのだということを説明する。

なお、政治学者としてのシュミットの思想を理解するために彼の主著である『憲法論』を検討の対象とする上で、本稿は次の点に留意すべきであると考ええる。すなわち、『憲法論』はヴァイマル憲法の注釈書として執筆されたものであり、近代憲法の構成を〈市民的法治国原理と政治的構成原理の結合〉と見る彼独自の視点から一貫した考察がなされているとしても、学問的に中立な立場からヴァイマル憲法を理論的に分析することを目的としたものであるということである。つまり本書において彼は、自分自身の政治的価値判断や政治的主張を前景に押し出すことを避け、憲法解釈に資する学説を分析しているのである。このことは、彼の政治理論や政治的主張がしばしば疑問視されるにもかかわらず、ヴァイマル憲法の注釈書として、そして近代憲法の解説書として本書が現在もなお高く評価されていることに帰結したと言える。すでに指摘されたように、『憲法論』で何よりも注目すべきは、もっぱら例外状況の理論家として著名なシュミッ

ト自身の手により、正常な日常的状況における、あくまでも一定の制度を前提とした議論が展開されている点である」⁽¹⁾。本書で展開された思想の全てをシュミット自身の政治思想や政治的主張であると捉えることには問題があるだろう。したがって、『憲法論』を考察対象とする際には、本書のこうした特質に留意し、近代憲法についての理論的分析と彼自身の政治的主張を区別する必要があると考える。

第一節 『憲法論』における人民の政治的統一としての国家

（一）初期以来のシュミットの国家観とその発展過程

本稿は初期以来のシュミットの論稿に見出される彼の国家観をその都度詳らかにした。ここでは、シュミットの国家観がどのように発展してきたのか、その過程を通観する。

教授資格申請論文（一九一四年）においてシュミットは、法を実現する主体としての国家像を描いた。彼によれば、国家による法実現とは、『法・正義の世界』から『事実・経験の世界』への「抽象的思想としての法」の媒介を意味し、それなしには経験的世界において法と不法の区別は存在しない。彼は徹底的な人間性悪説の立場から、国家が成立する以前の状態においては「夥しい放縦で偏狭なエゴイズムやむき出しの本能」が蔓延るとし、これを抑制し無害化しえたことに「国家の途方もない成果」を見出すのである。同時に、個人や自然的存在としての人間は、それ自体として固有の価値をもたないと捉え、国家による法実現の遂行に貢献するときに初めて個人は意義ある存在となりうると論じた。

こうした国家観と人間観の基盤には、カトリックとしてのシュミット自身の世界観、すなわち原罪思想と、神観念およびこれを代表する教会を媒介して世俗世界は救済されうるという思想があった。カトリシズムを題材とした「教会の

可視性」(一九一七年)では、神の観念をもたない世界においては「人間関係に内在的なむきだし」の世俗的帰結」として不正義が横行する様子が悲観的に描かれ、そうした世俗的帰結から人間を救うものとして、神観念を世俗世界に媒介する課題をもつ「可視的教会」の意義が評価された。このように、第一次世界大戦直前および大戦中のシュミットは、彼自身の有する神学的世界観に基づき反個人主義および悲観主義的人間観に立脚して、国家の価値を賞賛する国家主義的立場をとったのである。

第一次大戦後、ミュンヘン商科大学講義録(一九一九年)において彼は、国家的統一と主権の確立は絶対君主の歴史的成果であったことを強調する。そして、フランス宗教戦争を経て君主が国家の統一を保証するに至るまでの経緯を、ローマ・カトリック教会の統一を保証する者としての教皇とのアナロジーで解釈した。彼によれば、教皇にとっては公会議が教会の統一にとつての障害であり、克服されるべき対象と見做されたのと同様に、君主にとつては諸身分の代表が国家の統一にとつての障害であり、その排除が目指された。ここで登場する「統一」という新たな思想「すなわち主権は、[同等の権利をもつ者の間の契約に基づく身分制国家]を二元主義と捉え、こうした状態を[秩序ある共同体内部の対立]すなわち「アナキー」と内乱」であるとして克服すべきものと見做した。このように当時すでに、シュミットは主権の確立と国家的統一を重視していたのである。

続く『政治神学』(一九二二年)においても、シュミットは絶対君主により達成された国家的統一と君主主権の確立を歴史的功績として評価する。それと同時に、近代以降に支配的となる人民主権および民主主義に対して否定的評価を下す。彼は反革命の国家哲学者、特にドノソ・コルテスから継承した歴史認識方法を独自に発展させ、神学的ないし形而上学的世界像と政治形式の同一性を認識するという政治神学的方法を定式化した。この方法を初期近代以降の歴史に適用し、絶対君主政は有神論的世界像と類比関係にあると捉え、神が世界を超越しているのと同様に、国家に対する超

越を特徴とする君主は国家的統一を実現しえたと評価する。他方で、民主主義は「神学に対して無関心な態度」と類比関係にあり、人民主権は内在性と同一性を特徴とする。こうした人民主権は決断主義的性格、人格主義的性格を欠いているがゆえに、「人民が表現する統一」は「有機的統一」に過ぎず、国家的統一としては不十分である。すなわち人民主権は国家的統一を達成し、維持することができないとして否定的に評価する。以上からシュミットは、国家的統一の達成の可否を根拠として、君主主権と君主主義に対して高い評価を、人民主権と民主主義に対して否定的評価を下したのである。

議会議論初版以降、彼は君主主義的正統性の終焉と民主主義的正統性の確立を歴史的趨勢として認め、民主主義についてむしろ積極的に論じるようになる。右に確認したように、彼にとり国家的統一は、絶対君主により初めて達成されたという歴史的背景ゆえに、君主政ないし君主主権と不可分のものであった。ドイツの現実としての、十一月革命を経て成立した人民主権原理に基づく民主主義国家において、どのようにして国家的統一を維持しうるかということが、当時のシュミットにとって喫緊の課題であった。そして同一性概念に対する独自の分析を通じて、人民の意志は形成可能であると議論を転換することで、単一の人民の意志を想定し、民主主義においても国家的統一は実現可能であると論じるのである。

さらに、「政治的なものの概念」（初版、一九二七年）では、国家は「本質的に政治的統一」であるとされ、しかも「人民の政治的狀態」であると定義される。すなわち、彼の国家観において新たに、人民という契機が加えられるのである。また、この論稿では国際関係論の文脈で人民の政治的狀態としての国家が論じられており、政治的統一とは対外的統一を意味していた。

国家と人民の関係は、『人民投票と人民請願』（一九二七年）において、Th.モムゼンおよびE. ペーターゾンからの理

論的継承を経て、より詳しく考察される。シュミットは、Th.モムゼンの歴史研究に倣い、人民の政治的意志決定には政務官の存在が不可欠であり、人民の政治的活動は「特殊に政治的統一を代表する性格」をもつ政務官の提起する問いの形式に依存すると論じた。さらに、ペーターゾンの喝采概念研究から示唆を得て、人民と国家および喝采の不可分性を、そして喝采を媒介として人民と政治指導者の結びつきを強調した。彼によれば、「人民なくして国家はなく、喝采なくして人民はな」く、人民にとり、政治指導者に対する喝采こそが不可譲の権利である。以上のように彼は、人民にとり政治的統一の代表としての政務官の存在は不可欠であり、人民と指導者への喝采は不可分であるとする認識を示していた。

(二)『憲法論』における人民の政治的統一としての国家観

『憲法論』において国家を定義する際に、シュミットはまず、近代国家の前史とその成立過程を概論する。彼によれば、中世後期の西洋における政治的狀態、すなわち身分制国家においては、実際上も、意識の上でも、政治的統一の存在は疑わしいものであった。「既得権と特権の混合」からなる身分制国家は、「以前存立した政治的統一の解体過程」として現れた (VL:45)。

英国においては、英国議会が「国王に対する闘争において、国民的 (national) すなわち政治的統一の担い手として現れた」 (VL:45)。その際に議会は「英国の政治的統一の代表 (Vertreter, Repräsentant)」として行為し、国王と議会との間の契約上の確約として成立した権利の章典において、すでに政治的統一の存立が前提とされていた (VL:47)。これに対して、英国以外の大部分の西洋諸国家においては、政治的統一は絶対君主の作為の所産であった。「ヨーロッパ大陸においては、すなわちスペイン、フランス、ドイツ領邦国家においては、近代国家は、君主が「絶対的」となること、

すなわち既得権をもつ封建的な諸身分の諸権利が排除され、かの封建的諸状況に基づいていた現状の (status quo) 正統性原理を打破し、否認することを通じて成立した」(VL:48f.)。前述した通り、シュミットはミュンヘン商科大学講義録以来、国家的統一は絶対君主の歴史的成果であると論じており、こうした歴史理解は『政治神学』を経て『憲法論』においても基本的に継承されたと言える。ただし、「国家の主権的統一」および国家を人民の政治的統一であるとする一九二七年版「政治的なものの概念」に見出される新たな国家観が引き継がれ、『憲法論』では従来の「国家的統一」に代わり、政治的統一という表現が用いられる。シュミットによれば、「西洋の大部分の諸国家において、政治的統一」は君主の絶対主義の成果であった〔傍点は引用者による〕(VL:47f.)。

『政治神学』と同様に、君主の「絶対性」とは、君主が「法より解放されている (legibus solutus)」ことを意味するとシュミットは論じる。君主は「君主自身が決定する政治的理由から、諸身分の正統な要求や既存の特権、協定を無視する権限と能力をもつ」(VL:49)。そして、政治的統一の包括的な状態は、諸身分や教会の存在といった他の全てを相対化し、自らの内に吸収する。こうして成立した「近代国家は主権的であり、その国家権力は不可分である」(VL:49)。

以上に見たように、『憲法論』では、従来の国家的統一という表現に代わり、新たに政治的統一という表現が用いられた。また、一九一九年のミュンヘン商科大学講義録以来論じられた、初期近代の絶対君主により国家的統一が達成されたとする近代国家の成立過程、およびその歴史的意義についての認識が引き続き示された。

その上でシュミットは、国家を「人民の特定の状態、しかも人民の政治的統一の状態」(VL:205)、「人民の政治的統一」(VL:3)と定義する。先に見た通り、「人民の政治的統一」としての国家観は一九二七年版「政治的なものの概念」に初めて見出されるものであり、表面的にはこうした国家観を継承していると言える。ただし一九二七年版「政治的なものの概念」では、友と敵を区別するという政治的性格に基づいて、「単なる社会的―結社的なもの」から区別される

ものとして、国家＝人民の政治的統一が定義されていた。ここでは、諸民族間の関係ないし国際関係を論じる文脈で、諸外国に対する一単位として、すなわち対外的なものとしての政治的統一が念頭に置かれていた。これに対して『憲法論』では、国内の構成員の「同種性」に基づく内政上の統一が国家であると論じられている。つまり、人民の政治的統一という概念の内容が、対外的統一から内政上の統一へと転換しているのである。⁽²⁾

(三) 憲法制定権力の主体としての人民

このように『憲法論』におけるシュミットによれば、近代国家とは人民の政治的統一である。こうした国家の定義は、具体的には、憲法制定権力の主体は人民であること、また、憲法の妥当性は人民の意志に立脚することを意味する(VL88)。そして、憲法制定権力の主体が人民であるとする思想によって民主主義憲法の正統性、および民主主義的正統性は基礎付けられると述べる。「国家におけるあらゆる決定の主体は人民である。国家は人民の政治的状态である。国家の実存の様態と形式は、民主主義的正統性の原理に従い、人民の自由な意志を通じて規定される」(VL90)。

周知の通り、憲法制定権力の担い手は人民であるとする、人民主権原理に基づく思想は、A. シイエスの理論に由来するものである。すでに『独裁』においてシュミットは、シイエスの制定権力論に言及し、シイエスがルソーにより批判された代表思想を人民主権原理と結びつけた点を強調していた。

『憲法論』においてシュミットは、明示的にシイエスの憲法制定権力論を受容し、次のように論じる。シュミットによれば、国家すなわち人民の政治的統一自体は、憲法制定以前に所与として存在することが前提とされる。すなわち、人民の政治的統一は憲法に先立って存在する。このように人民の政治的統一の存在自体は憲法制定の前提であるとされる一方、政治的統一の実存形式と様態は、憲法制定権力の主体の意志による憲法制定を通じて規定される。「憲法制定

権力は政治的意志であり、その権力ないし權威は、自己の政治的実存の様態と形式について具体的な全体的決定を下し、それゆえ政治的統一の実存を全体として規定することができる」（VL:75c）。つまり人民の政治的統一が憲法制定の意志をもち、憲法を制定することにより、政治的統一の実存形式と様態が規定される（VL:21）。「そのような憲法は、政治的統一が制定権力の担い手を通じて、自己自身に対して行い、自己自身に与える意識的決定である」（Ebd.）。憲法制定権力の主体である人民が政治的統一のあり方について決定した内容、すなわち、人民による基本的な政治的決定こそが「（積極的意味における）憲法」であり、「憲法の本質」である。したがって、「憲法」は人民による基本的な政治的決定である「憲法の本質」を含まない単なる憲法法律とは区別されなければならない（VL:23）。

このようにシュミットは、人民の政治的統一として国家を定義した上で、制定権力論を積極的に取り入れ、憲法制定権力の主体である人民の政治的統一による決定の所産として憲法を位置付けるのである。

第二節 『憲法論』における民主主義的同一性概念

（一）民主主義的同一性の基礎——同質性、国民的同質性から同種性へ

第四章で確認した通り、議会主義論文第二版序文においてシュミットは、人民の間に自然に存在する「同質性」を民主主義的同一性の立脚する基礎として捉えていた。これに対して『憲法論』においては、人民の政治的統一は「同種性」に基づくことが強調される。

シュミットによれば、「人民はすでに直接的所与として、確固とした自然的限界の結果、あるいは何らかの他の諸理由から、強力で意識的な同種性（Gleichartigkeit）に基づいて、政治的に行動能力をもちうる。そうであれば、人民は

実在的に現在する力として、自己自身との直接的同一性の点で政治的統一である〔傍点は引用者による〕(VL:205)。
『憲法論』においても「同質性」という語は引き続き用いられるが、民主主義的同一性と人民の政治的統一について論じる際に、議論の重心は「同種性」に置かれるのである。本節では、『憲法論』で新たに付加される「国民的同質性」および「同種性」概念の内実を検討し、これらの概念と、シュミットにより従来用いられた同質性概念との関係を考える。これにより、民主主義的同一性の基礎づけに関するシュミットの構想の発展過程を、すなわち民主主義的同一性の基礎として当初想定された同質性概念から、国民的同質性、同種性へと議論が展開していく過程を跡付けるを試みる。

同質性、同種性概念の歴史的起源としての国民的同質性

先に言及した通り、『憲法論』においては、同種性概念こそが人民の政治的統一の基礎であると論じられた。同時にシュミットは、同種性概念の歴史的的前提はフランス革命により創出された「国民的同質性」にあることを指摘する。彼によれば、フランス革命の歴史的意義と成果は、人民を憲法制定権力の主体として構成する⁽³⁾とともに、「自己の政治的実存を意識する国民(Nation)」を創出したことにある。「国民」は単なる所与の實在としての人民とは異なり、「政治的に実存する力(Größe)としての人民」である。すなわち国民とは「端的に政治的意識へと目覚めた、行為能力ある人民」(VL:49f.)を意味する。歴史的には、こうして創出された国民概念を端緒として、十九世紀に国民国家思想が台頭し、兵役義務と普通選挙権の導入を前提として政治的民主化が進展した。シュミットは、こうして成立した国民国家において、民主主義の前提は「国民的同質性」であった(VL:331)と論じる。一国家は一国民によって形成されるべきであり、一国家は一国民だけを包含すべきであるとする「国民国家原理(Nationalitätsprinzip)」に従い、一国民により構成さ

れた国家だけが「正常な国家」と見做される。このとき国民とは同質的な人民であり、国民国家における民主主義の前提は、国民としての人民の同質性すなわち「国民的同質性」である。さらに、国民国家における人民の平等の実質は「国民的なもの（das Nationale）」にあると考えられた（VL:231）。

階級的同質性の登場——民主主義の普遍的基礎としての人民の同種性へ

以上に見たように、シュミットは、国民概念および国民国家概念、そして国民国家における民主主義の前提としての「国民的同質性」の概念は歴史的に多大な意義を持ったと論じる。ただし彼は、一九一八年のロシア十月革命とボルシェヴィキ独裁を目標とした現代国家では、国民概念および「国民的同質性」の概念は相対化される可能性があると指摘する。彼によれば、ソヴィエト国家は、従来の国民国家が基礎とした「国民的同質性」に代替するものとして、「階級的同質性」ないしは「プロレタリアートの同質性」に基づく（VL:233）国家である。ここでいう階級概念とは、本来のマルクスの理論における純粋な経済的概念ではなく、政治的概念であり、一つの階級が国家を支配するならば、その階級こそが「国家における人民」を意味する。それゆえ、「階級的同質性」に基礎付けられた国家においても、「人民という民主主義的概念」は、従来の国民国家概念においてと同様に意義をもち続ける。

その上でシュミットは、民主主義の中心概念は決して普遍的人類一般ではなく、常に限定された「人民」であり、民主主義の平等の基礎は「人民の同種性」に基づく（VL:234）と論じる。したがって、国民的同質性に基づく国家においても、階級的同質性に基づく国家においても、常に「人民の同種性」こそが民主主義の平等の基礎であることに変わりはないと説明する。

同質性から同種性へ

すでに見たように、議会主義論第二版序文においてシュミットは、ルソーの社会契約論における国家は契約に基づくのではなく、同質性に基づくと論じた。ルソーの理論は社会契約という自由主義的外観をもつが、そこで表明される一般意志は実際には人民の同質性を意味するというのである。『憲法論』においても彼は同様に、ルソーにおける「国家は契約に基づくのではなく、人民の同質性と、人民の自己自身との同一性に基づく」と述べ、これこそが「民主主義思想の最も強力で、最も首尾一貫した表現である」(VL:229f.)とする。さらに次のように述べる——『社会契約論』におけるルソーの理論においても、完全な同種性が国家の真の基礎である」(VL:229)。このように『憲法論』では、民主主義は人民の同一性および同質性に基づくという従来の議論が踏襲される一方で、新たに「同種性」という概念が政治的統一の基礎として位置づけられるのである。

ルソーの『社会契約論』における「国家の真の基礎」であるとされ、政治的統一の基礎として新たに導入された「同種性」概念について、シュミットは次のように説明する。「人民が望むものは、人民が望むがゆえに、常に善である。現実には不一致の者は存在しないがゆえに、全ての者が同一のことを望むのである。もし誰かが不一致である場合には、彼は自己の真の、より良い意志について勘違いしていたのである」(VL:229)。シュミットは、こうした人民の意志に対する理解に基づき、ジャコバン主義独裁に典型的に見出される「徳の支配」の論理が正当化されると言う。ジャコバン主義者にとり、「政治的敵対者は「徳 (vertu)」をもたない、すなわち正しい政治的信念と「愛国心 (civisme)」をもたない」者である。敵対者は愛国者ではないから、法の保護に値しないと見做すことは正当であるとするとする論理は、「いかに政治的平等にとり、不平等が必然的な相関概念として対応しているかということを経更明瞭に示している」(VL:230)。「ジャコバン主義的独裁の実践においては、こうした民主主義的平等の前提の意義が示された」。

このようにシュミットは『憲法論』において、ルソーの『社会契約論』の延長線上でジャコバン主義独裁を理解する。これは、ルソーの人民主権論の必然的な論理的帰結としてジャコバン主義独裁を位置づけ、これを主権独裁の典型例とした『独裁』における議論と同様である。シュミットは『独裁』において、ジャコバン主義独裁をルソーの人民主権論の実践的帰結として捉えていたが、『憲法論』においては、民主主義がジャコバン主義独裁から連続的に理解されるのである。

なお、この同種性概念には、人種主義を含意するものとして解釈する余地が多分にあり、ナチズムの人種主義政策との共通性が想起される。ただし、『憲法論』を執筆していた当時のシュミットがどの程度、自覚的にこの概念を使用したのかという問題については、ナチ党が権力を掌握する時期までを対象とした包括的な研究によって解答が与えられるだろう。

以上に見たように、『政治神学』以来シュミットにより採用された、「治者と被治者の同一性」をはじめとする「一連の同一性」としての民主主義の定義は、『憲法論』に至るまで一貫して継承されるものの、これを基礎付けるものとして、議会主義論第二版序文においては同質性概念が、『憲法論』では同種性概念が強調されるのである。

（二）近代憲法の政治的形式としての同一性原理

『憲法論』における民主主義的同一性

前著『人民投票と人民請願』では、Th.モムゼンのローマ国法研究およびベーターゾンの神学研究を典拠として、人民自体は本来行為能力をもたず、その政治的決定には政務官の存在が不可欠であること、さらに現に集合している人民による指導者への喝采を通じてのみ、人民は行為能力をもつとされた。『憲法論』においても、行為能力を持ちうるのは、

人民全体ではなく、現に「集合した能動的公民」であり、人民のうちの成人が「共同体あるいは軍隊として集合している瞬間においてのみ行為しうる」(VL:206)と述べられる。ただし、現に「集合した能動的公民」として具体的に存在する人民の集合体は、それ自体として人民の政治的統一と同一ではない。シュミットによれば、人民の政治的統一とは、現実存在する経験的な人民の集合体ではなく、「ある場所に集合した集会を超越し、また集会の瞬間を超越した」ものである(VL:206)。つまり、「その都度現前している人民」すなわち具体的、自然的に存在する人民から区別された、経験を超越した「政治的統一としての人民」が想定されているのである。

こうして規範的当為としての人民の政治的統一と自然的に存在する人民の集合とを峻別した上で、シュミットは、両者の一致こそが民主主義的同一性であると論じる。すなわち、「その都度現前する人民と政治的統一としての自己自身との同一性」(VL:205)こそが、近代憲法の政治的構成部分を成す政治的形式原理、すなわち同一性原理である。彼によれば、「その都度現前する人民と政治的統一としての自己自身との同一性」のための条件は、人民が「固有の政治的意識と国民的意志に基づき、友と敵を区別する能力を持つ」とことである(VL:214)。この同一性原理は「人民のない国家は存在せず、それゆえ人民は現前する力として常に現実居合わせなければならない」という思想に基づく(VL:205)ものであり、「人民の政治的統一としての国家」を端的に表現したものである。

民主主義的同一性の第一の限界——同一性原理の貫徹の原理的な不可能性

シュミットによれば、この民主主義的同一性には、それ自体にいくつかの限界がある。その第一の限界は、民主主義的同一性の絶対的な貫徹は不可能であるとする、同一性原理に内在する「自然的限界」(VL:277)である。

先に見た通り、同一性原理は「その都度現前する人民と政治的統一としての自己自身との同一性」を意味するが、実

際には、「その都度現前している人民と政治的統一としての自己」とが完全に絶対的に同一であるということとは、いかなる場所、いかなる瞬間においてもなく」（VL:207）。すなわち実際に現前する人民と、想定された「政治的統一としての人民」とが絶対的に一致することはありえないが、それにもかかわらず、両者は一致していると見做されなければならない。そのために「その都度現前している人民」は「政治的統一としての人民」を代表し、なければならないのだ、とシュミットは主張する。彼によれば、民主主義において行動能力をもつ人民としての「集合した能動的公民」は、「人民の政治的統一の総計ではなく、彼らは政治的統一を代表している」はずである（VL:206）。それゆえに、そもそも民主主義的同一性の概念は、集合した人民は政治的統一を代表するという擬制を潜在的に含んでいる。以上に見たようにシュミットは、民主主義的同一性の原理のみによって政治社会を理解することは不可能であり、これと対になる原理として、代表原理による補完が必然的に要請されると論じる。

さらに彼は、民主主義において人民を構成する各個人もまた、公民全体の代表者と擬制的に想定されなければならないと述べる。近代の議会制度において、議員が「全人民の代表者（Vertreter）」「代表（Repräsentation）」と見做されるという擬制は、民主主義においては各個人に当てはまる。つまり、人民の構成員は、自己の私的利害に基づくのではなく、公民（Staatsbürger）として、公民全体の代表者と見做されなければならない。「ルソーが常に強調したように、個々の公民は「自然的な」所与としての個人（Einzelmensch）としてではなく、公民として、すなわち「シトワイアン（citoyen）」として現前する」。そして、「投票権をもつ個々の公民は、私人、私的利害関係者としてではなく、「シトワイアン」として現れる」。議会制度において議員を選出する場合にも、または人民投票によって政務官が提起する問いに対して是か非かを回答する場合にも、個々人は私人としてではなく公民全体の代表として行為すべきであると想定される。その限りで、「代表の要素は今なお有効的であり続け」、それゆえに「民主主義的選挙制度は、細部におい

てまで代表思想に基づいてゐる」(VL207)。

したがって、人民が能動的公民として実際に集合して行為するという、徹底した直接民主主義を唱へる際には、通常、「代表はもはや問題とはならない」と考えられる傾向があるが、実際には、現実に存在する人民の集合体は政治的統一を代表し、また人民を構成する各人は公民全体を代表するという擬制が働いている。以上からシュミットは、「純粹あるいは直接民主主義を実現しようとするあらゆる試みは、民主主義的同一性のこの限界に注意しなければならない」(VL207)と述べる。このように彼は、同一性原理を絶対的に貫徹し、民主主義的同一性を完全に実現することは原理的に不可能であることを強調する。

これに留まらず、彼は、同一性原理を可能な限り最大化しようと試みることは、危険でさえあり、望ましくないと付言する。彼によれば、同一性原理の最大限の貫徹は「統治(Regierung)と個人的指導を最小限にする傾向」を意味する。統治と個人的指導を最小化するということは、政治的事柄の処理が「自ずから」、人民自身により自動的に遂行されうると仮定することを含意する。これは「自然的に所与の同質性、あるいは歴史的に生成された同質性」に基づき可能となる。こうした状況こそ、「ルソーが『社会契約論』で前提とした、民主主義の理想的状況である」(VL214)。

こうした状況においては、人民間の同質性が最も顕著であるため、「全てが一致するので、全ての者が同一のことを意志する」。それゆえに意見の不一致や利害対立は全く存在しないと見做されるため、議論や本質的な利害対立なしに、決定は自ずから下されるとされる。しかし実際には、意見や利害が完全に一致することはありえない。議会主義論初版以来、シュミットは人民の同一性や一致した人民の意志は現実に存在しえないものであり、擬制により創出された概念にすぎないことに着目していた。『憲法論』においても同様に、彼は人民の同質性が擬制にすぎないものであることに注意を促す。そして、人民の同質性に基づき、政治的事柄のすべてが自動的に、すなわち統治や指導を介さずに処理さ

れうると考える「民主主義の理想的状況」は、「単なる思考上の観念的構成物 (idealkonstruktion)」として見做されるべきであり、歴史的かつ政治的現実と見做されるべきではない」と述べる。このように、実際には人民の同質性は存在しないにもかかわらず、「民主主義の理想的状況」が達成されたと主張ならば、民主主義の「本質的前提としての人民の実質的同種性」は捏造されている (fingieren 擬制的に仮定される——引用者) (VI.215)。この点に「同一性原理の急進的な貫徹が危険であることの本質」がある。

さらにシュミットは、統治を最小化し、同一性を最大現に実現しようとするならば、政治的統一は解体へと導かれるだろう、と危惧する。その結果、「人民は政治的実存の状態から非政治的状态へ後退し、単なる文化的、経済的、あるいは植物的なあり方を続け、他の政治的に活動的な人民に奉仕する帰結となる」(VI.215)。したがって彼は、民主主義を論じる際には、「民主主義的同一性のこの限界に注意しなければならない。さもなければ直接民主主義は、政治的統一の解体以外の何ものをも意味しないだろう」(VI.207)と主張するのである。

民主主義的同一性の第二の限界——人民概念に基づく

民主主義的同一性の限界は第二に、「人民の特性」に由来する (VI.277)。『人民投票と人民請願』で示された、モムゼンから継承した消極的な存在としての人民理解を踏襲し、シュミットは、人民が行いうることは次の二点に限定されると述べる。第一に、秘密個別投票制度においては、人民は規制された手続きに従い、信任できる人物を選出することのみをなしうる。ここでは、人民は選出した人物に対して、事実上の問題の決定を委ねることになり、人民の決定は誰が候補者になるかという点に限定される。

第二に、人民投票という直接民主主義においては、人民は政務官により呈示された問いに対して是か非かを回答する

ことができるだけである。ここでは、人民の決定は政務官が定式化し呈示した問いの内容に依存する（VL:277）。それゆえに直接民主主義の制度において人民は、「喝采を行う個々の瞬間およびその途上でのみ」、その真価を発揮することができる。この「喝采」の近代的形式は「世論」であり、したがって人民は「世論として真価を発揮しうる」に留まる。前述の通り、『人民投票と人民請願』では、モムゼンのローマ国法研究に従い、政務官の対立物としての人民概念が規定され、人民は政務官の存在なくしては意志能力および行為能力をもたず、それゆえに自らの独力で政治的決定を行うことはできないと論じられた。そして、政務官に対する喝采こそが人民の不可譲の権利であるとされた。こうした人民理解は『憲法論』においても引き続き前提とされ、人民概念に由来する民主主義的同一性の限界として捉え直されることになったのである。

第三節 『憲法論』における代表概念

以上に見た民主主義的同一性の限界ゆえに、シュミットは、近代国家の政治体制は同一性原理のみによっては構成されない²と結論づける。そして、国家の政治体制を構成するもう一方の形式原理として代表原理を提示する。

代表の概念についてシュミットは、「当然」、その国法学上の、および政治的な特殊性が認識され、委託（Auftrag）や代理（Vertretung）、事務管理（Geschäftsführung）、委員（Kommission）、信託（Treuhänderschaft）等の他の諸概念との混同（VV:208）が回避されなければならないと述べる。「そうでなければ、私法的小の政治的および経済技術的諸概念がその（代表概念の——引用者）特殊性を破壊するからである。十九世紀の文献ではこの点は大変不明瞭であり、非常な努力を払わなければ、代表という語の国法学上の意味を認識できないこともしばしばある」（Ebd.）。そして、G. ライプホルツ

が当時、代表概念について詳細な論稿を準備していることに言及した上で、ここでは国家学および憲法学にとって必要不可欠な区別を挙示するに留めると付言する。

このようにシュミットは、代表概念の「国法学上の、および政治的な特殊性」を明確化しようとしたのであるが、彼が論じた代表概念の特殊性とは具体的にどのようなものだったのだろうか。従来、『憲法論』において定式化された代表原理は、それ以前にシュミットがカトリシズム論において用いてきた代表概念から連続的に形成されたものであると解釈されてきた。⁽⁴⁾これに対して本節では、『憲法論』で示された代表概念のそれぞれの特徴を代表の概念史の中で把握することを試みる。また、同時代ないし先行する世代の思想家により与えられた影響を明らかにし、シュミットの論じた代表概念の特殊性を明らかにしたい。

（一）近代における代表概念の成立史——二つの異なる伝統の結合

H・ピトキンによれば、近代において議会構成員が特定の地域の利益を代表するのではなく、国家全体の利益を代表すると見做されるに至った背景には、代表思想に関する二つの異なる伝統が存在した。第一に、統治者は国家全体を象徴し（symbolize）、体現する（embody）という、中世以来の神秘主義的思想である。これはラテン語 *repraesentare* から派生したものであり、「神秘的統一（mystic unity）」の観念を含む。第二に、本人と代理人の関係を中心とする、ローマ法に由来する法的擬制である。すなわち法的権利を有する者は全て、議会に出席する権利があり、少なくともその決定について協議できるとする思想である。それゆえに本人に代わり、代理人が本人の利益を擁護する。⁽⁵⁾

ラテン語 *repraesentare* に由来する代表概念は、元来、「現在化すること、明白化すること、再び現在化すること」⁽⁶⁾

make present or manifest or to present again)を意味した。ピトキンによれば、古典ラテン語においてはほぼ例外なく、無生物に対象を限定して使用された。この語源から、文字通り、無生物の対象を誰かの眼前にもたらしこと、召喚に応じて法廷に現れ、自分自身を現在化することを意味するようになったという。この時点では、「その他の人々やローマ国家を代表する人々」という観念と代表概念は無関係であった。⁽⁶⁾中世においてこの概念の意味は、キリスト教文獻において「一種の神秘的な具現化 (mystical embodiment)」へと拡張され、十三世紀および十四世紀初頭には、「教皇と司教はキリストと使徒の人格を代表する」と言及されるようになる。そして、教会指導者はキリストと使徒の具現化、似姿と見做され、同時期に、中世の法学者は「人格化 (personification)」という術語を用い、共同生活や共同体に適用した。⁽⁷⁾

ピトキンによれば、ラテン語において、「誰かの代わりに行為する」という意味で代表概念が用いられるようになったのは、この十三世紀および十四世紀頃であった。教会法学者は、皇帝ないし皇子はローマの人民のために行為する、そして人民に代わって人民の福祉に配慮するというローマ法に由来する観念を導入した。そしてローマ法学と教会法学の両方に詳しい著述家により、この概念は世俗の統治者にも適用され、「統治者は国家全体の似姿を代表する」と論じられるに至った。⁽⁸⁾

英国で「代理」という意味で代表概念が用いられるようになったのは、一六世紀以降のことである。⁽⁹⁾代表概念の変容は、政治社会の歴史的発展に対応するものであった。すなわち課税に同意させ、また情報を得るために、国王および貴族が地方の騎士や市民を議会に召喚したが、その際に、騎士や市民は自身が属する共同体に税金を義務付ける権威 (authority) を持つと考えられた。ただし、彼らがもつ権威は限定的なものであり、国王による例外的な課税に同意する場合には、事前に共同体構成員に相談することが必要とされる場合もあった。そして徐々に、議会に赴く騎士や市民

は自らの共同体の利益を促進するものと考えられ、「自身の共同体の奉仕者 (servant) ないし代理人 (agent)」と捉えられるようになった。彼らは議会構成員 (members of parliament) と呼ばれたが、当時は代表という語を用いず、共同体の弁護士 (attorney)、代理人 (procurator) として、特定の地域や共同体の利益を擁護するものと見做された。議員が国家ないし国民全体の利益を促進するという原理が認識されたのは、十七世紀初頭のことである。¹⁰ピトキンによれば、代表思想に関する上述した二つの伝統が結びつき、議員は部分的利益を代表する者ではなく、国家全体の利益を代表する者と見做されるようになった。

（二）代表概念の特徴としての不可視の存在の「可視化」——カトリシズム論の継承

『憲法論』においてシュミットは第一に、代表概念を次のように規定する。「代表とは、不可視の存在を、公的に現前する存在を通じて可視化し (sichtbar machen)、現在化することを意味する」(VI:209)。「この概念の弁証法は、目に見えないものは不在であると前提されると同時に、現前させられるというところにある」(VI:210)。このように代表概念を特徴付ける点で、シュミットは、ピトキンが代表概念に関する第一の伝統とした、本来のラテン語 *representare* に由来する思想を継承していると言える。

「可視化」という語がシュミットにより初めて用いられたのは、一九一四年の教授資格申請論文においてである。本稿第一章で確認した通り、本論文において彼は、法の世界と経験的世界を区別する二元的世界観を前提として、二世界が媒介される必要性を説いていた。すなわち、前者における規範としての法である「抽象的思想としての法」ないし「自然主義なき自然法」は、経験的世界に媒介され、実現されなければならないと論じていた。ここで、法の「媒介」とは「理念の実現」を意味するものとされ、それは同時に、理念の「可視化」および「世俗化」と換言されていた。そして、

法の媒介者は国家に他ならないとされ、ローマ・カトリック教会制度と国家を類比的に捉える彼独自の視点から、国家の模範的あり方は教会制度に見出されると論じられた。

彼が教会論との関連で、目に見えないもの、すなわち「不可視の存在」を可視化するという思想を詳しく論じたのは、一九一七年に彼がカトリック系雑誌『ズンマ』に寄稿した小論「教会の可視性」においてである。先行研究において指摘された通り、この小論においてシュミットは、初めて代表概念を用いた。⁽¹⁾ 本稿第一章で概観した通り、ここで彼は、経験的に存在する教会と「可視的教会」を区別し、後者は「不可視的なもの」である神概念を人間が属する世界に媒介するという課題をもつと論じた。そして、この「可視的教会」を通じて、神が受肉したという出来事が後世へと伝えられ、不可視の神概念が世俗世界に媒介され、代表されると述べた。彼によれば、「可視的なものの内における不可視的なものの妥当は、不可視なものに根源をもち、可視的なものの内に現象しなければいけない」(SKK, 5)。以上からシュミットは、一九一〇年代において、可視化・媒介・代表を密接に関連する概念として理解していたと言える。

では、シュミットは可視化されるもの、媒介されるもの、代表されるものとして何を想定していたのだろうか。上述したように、教授資格申請論文では、経験的世界に媒介され、実現されるべきもの、そして可視化されるべきものとして、規範ないし理念としての法すなわち「抽象的思想としての法」、「自然主義なき自然法」が想定されていた。これらは、経験的事実や事実的権力に優位するものと見做されていた。「教会の可視性」では、世俗世界に媒介され、可視化されるべきもの、そして代表されるべきものとして、「不可視的なもの」である神観念および神の受肉が示されていた。すなわち可視化の対象は、神という世俗世界を超越した高次の存在であると捉えられていた。したがって、一九一〇年代においてシュミットは、可視化されるべきものとして、経験的には実在しない理念としての法や神観念を、すなわち経験的存在を超越したものを想定していたと考えられる。

『ローマ・カトリシズムと政治形式』（一九二三年）においては、こうした議論がさらに敷衍され、代表されるものは、価値のあるものでなければならぬと新たに論じられる。シュミットは、代表されるものとして考えられる内容として、『神、あるいは民主主義的イデオロギーにおける人民、あるいは自由や平等といった抽象的理念』（RK36）を挙げる。彼によれば、こうした代表の内容は必然的に高次の価値である。さらに彼は、代表されるものだけではなく、それを代表する者、またそれらが向けられる名宛人も同様に価値あるものであるはずだと言う。「高次の価値を代表する者は無価値ではありえないから、代表は代表する者の人格に固有の尊厳（Würde）を授ける。しかし、代表する者と代表されるものだけが価値を要求するのではなく、それらが向けられる名宛人、第三者自体も価値を要求するのである。自動販売機や機械の前では、代表することはできない。これは自動販売機や機械が代表したり代表されたりしえないのと同様である」（RK36）。

こうした議論は、『憲法論』における代表概念の把握へと継承される。シュミットによれば、代表されうるものは、「公的存在において傑出し、実存する能力のある、高次の存在様態」を備えるもののみである。「死んでいるもの、価値の低いもの、あるいは価値のないもの、低次のものは代表されえない。これには公的存在へと引き上げる能力、すなわち「実存（Existenz）」のための能力をもつように高められた存在様式が欠如しているのである」（VL210）。そして、「単に私的事柄や私的利害に奉仕するもの」は代理（vertreteten）されはするが、代表（repräsentieren）されえない。

以上に見たように、彼の一九一〇年代の論考に最初に見出される、不可視のもの、経験的に実在しないものを可視化するというカトリシズム論の文脈における思想は、『憲法論』の代表概念へと継承されるのである。

（三）代表概念の特徴としての人格性——カトリシズム論、ホッブズ論の継承

さらに、『憲法論』においてシュミットは、代表の概念について次のように説明する。代表原理は「人民の政治的統一は、決してそれ自体としては真の同一性として現前しえないがゆえに、人格的に代表されなければならない〔傍点は引用者による〕」(VL:205) という思想に基づく。さらに、「代表の価値は、政治生活に対して公共性と人格性 (Personalität) という特徴を与えるという点に基づく」(VL:214) と言つ。

先に見たピトキンによる概念史研究に示されていたように、中世キリスト教においては「教皇と司教はキリストと使徒の人格を代表する」と想定され、中世法学においては「人格化 (personification)」の概念が用いられた。代表と人格性の密接な関係について、シュミットはすでに『ローマ・カトリシズムと政治形式』において論じていた。彼によれば、代表概念は決して物質的観念ではなく、「人格的權威の観念」である。代表するものは人格だけでなく、しかも単なる「代理人 (Stellvertretung)」ではなく、「權威ある人格」か「代表されるや否や同様に人格化される理念」のいずれかである。(RK:36)。したがって、代表する者は人格であるという思想は、当初、カトリシズム論において初めて呈示され、これと密接な関係をもちながら形成されてきたと言える⁽¹²⁾。

ただし、『憲法論』において代表の人格性について論じられる際には、カトリシズム論における代表思想については直接言及されない。その代わりに、絶対君主は国家の代表である(「絶対君主は唯一、国家を代表する」(VL:214))とする文脈において、代表の人格性という特徴が言及されるのである。ここでシュミットは、ホッブズを引き合いに出して次のように述べる。「ホッブズが述べるように、国家はその統一を、主権者の人格のうちに有する。国家は「主権者の人格のうちに統一される (united in the Person of one Sovereign)」のである」(Ebd.)。

このようにシュミットは、代表の人格性について説明する際に、ホッブズの代表思想を参照指示する。彼は、上記の引用箇所についてホッブズの著作の典拠を示しておらず、上記のシュミットによる引用文はそのままの形ではホッブズ

の著作に見出されない。しかし内容から判断する限り、『リヴァイアサン』第XVII章「コモンウェルスについて」の次の記述を念頭に置いていると考えられる。一人あるいは人々の合議体への授權がなされたならば、「そのような仕方
で一人格のうちに統一された (united in one person) 群衆は、コモンウェルス、ラテン語では共和国 (Civitas) と呼ばれる。これが偉大なりヴァイアサンの成立であり、あるいはむしろ（敬意を込めて述べるならば）それに我々が不死の神の下で平和と保護を負っている、かの可死の神の成立である」⁽¹³⁾。

こうした文脈において、シュミットは、「国家における人格的なもの (das Persönliche) は、国家概念にあるのではなく、代表にある」(Ebd.) と述べる。ただし、ホッブズは一人格としての主権者として、一人の人間 (man) だけではなく、人々の合議体 (assembly of men) を挙げているが、これについてシュミットは何ら言及していない。

なお、ピトキンが論じたように、ホッブズの述べた「代表者は他の者により行為する權威を与えられた者」であり、代表者の設立は代表者すなわち主権者への「授權 (authorization)」を意味する⁽¹⁴⁾。ホッブズによれば、「彼ら全て〔人々の群衆——引用者〕の人格を表し、すなわち彼らの代表となる權利を人または合議体に与える。全ての者は〔……〕まさに彼自身のものであるかのような仕方で、人または人々の合議体の全ての行為と判断を權威づける」。この点で、ピトキンはホッブズの代表概念を、主権者へ授權された權威は無制約のものであるとする「權威付与型代表観」として解釈する。すなわち、臣民は主権者が行った行為を自分自身が行った行為であるかのように見做し、受け入れなければならない。ただしピトキンの推論によれば、敢えて主権者を代表者と称したことによって、主権者は臣民を代表しなければならず、一定の義務を負うべきだということをホッブズは言外に暗示していた。というのも、代表という概念は、代表者の行動が従うべき基準や服すべき限界という要素を包含しているからである。これは、ピトキンにより代表思想の第二の伝統として示された、〈本人—代理人関係〉を中心とする、法的擬制としての代表概念を意味する。すなわち

ピトキンの解釈によれば、ホッブズの代表思想は〈本人―代理人関係〉に立脚する代表の概念を内含するものであった。しかしシュミットは、ホッブズの代表概念におけるこうした側面に全く言及することなく、代表と代理を概念上明確に区別することにより、代表思想からその第二の伝統を排除したのである。

(四) 代表概念の特徴としての人民の政治的統一の代表——同一性概念との結合による代表概念の修正

以上に見た限りでは、『憲法論』におけるシュミットの代表概念は、一九一〇年代に彼が論じたカトリシズム論、また一九一九年講義録で示されたホッブズ論の発展として、すなわち従来の議論の延長線上にあるものとして理解することができる。しかし実際には、本書で論じられる代表概念には新たな意味内容が付加されているのである。前節において、本書でシュミットが新たに同一性概念の内容に変更を加えたことを確認した。あらゆる政治体制において同一性原理と代表原理はともに不可欠であり、これら両原理の結合により政治体制は構成されるとする新たな認識が示される本書において、同一性概念に対してのみならず、代表概念に対してもまた新たな変更が加えられるのである。

本書で彼は、代表概念を次のように説明する。「代表によって初めて統一がもたらされるのであるが、もたらされるものは常にただ、政治的狀態における人民の統一である」(VI.214)。

この命題の前半部分、すなわち「代表により、初めて統一がもたらされる」という思想は、本稿第二章で確認した通り、一九一九年ミュンヘン商科大学講義録におけるホッブズ論に初めて見出されるものである。本講義録で、『リヴァイアサン』における国家契約を、「代表機関の創設」を意味するものとして解釈するシュミットは、次のように説明していた。「各人は主権者の行為を自らの行為であるかのように見做して行為する。この契約は絶対的代表を創り出す。各人は主権者を顧慮して他の各々と契約を結ぶことを通じて、諸個人は、主権者に服従する統一へと生成された。これにより国

家は成立した。今や平和は保証された。」(VL1919H:13f.)

そして、先の命題の後半部分における記述、すなわち「もたらされるものは常にただ、政治的狀態における人民の統一である」から、『憲法論』において新たに次の認識が示されていることがわかる。すなわち、代表されるものは「人民の政治的統一」であるという点である。彼によれば、「絶対君主もまた、人民の政治的統一の代表に過ぎない。彼だけが国家を代表する」(VL:214)、そして君主主義原理でさえも、「君主が唯一、吸収的に人民の政治的統一を代表するということに基づく」(傍点は引用者による)」(VL:211)と述べるのである。このようにシュミットは、『憲法論』において、人民の政治的統一を代表するものとして、君主主義原理としての代表思想を構想した。

こうした思想は、それ以前に彼が論じたカトリシズム論の文脈から理解することはできない。というのも、『政治神学』では、彼は君主主権の形而上学的基礎としての超越性、およびこれと密接に結びつく代表概念と、人民主権の形而上学的基礎としての内在性、およびこれと結びつく同一性概念とを対立するものとして捉えていたからである。つまり当時、彼は絶対君主が人民の政治的統一を代表するとは考えていなかったのである。この点に、『政治神学』およびカトリシズム論において示された、教皇および絶対君主に共通する性格とされた代表概念と『憲法論』における代表原理との間の相違が明瞭に示されていると言える。カトリシズム論における代表思想と『憲法論』における代表原理との相違、そしてこの間の変化を指摘した権左は、人民へ主権が世俗化するという「内在化の段階（人民主権の成立）」を承認した後で初めて、新たな主権者となった人民の政治的統一を代表するという論理が可能となつた、と指摘する。「絶対君主——皇帝——大統領による人民の政治的統一の代表という『憲法論』の代表理論は、内在化以後に初めて得られる代表観念をそれ以前の段階に逆投影した結果だと言わざるをえない。従って、かつてローマ・カトリシズムと結びついていた代表という政治形式が、『憲法論』十六章「市民的法治国と政治的形式」では、新たに法治国原理と手を結ぶに至るのも、

実は一九二四年以来密かに進行したシュミット自身の脱カトリック化の現れと見るべきである」⁽¹⁵⁾。

以上に見たように、代表されるものは人民の政治的統一であるとする認識は、『憲法論』において新たに提示されたものである。この点で、本書における代表概念は、それ以前の議論からの純粹な発展の帰結として理解することはできない。これは、シュミットが民主権および民主主義的正統性を承認した後に、議会主義論や『人民投票と人民請願』といった民主主義に関する諸論稿を著し、また「政治的なものの概念」初版で人民の政治的統一としての国家観を見出したことで初めて可能となった議論であった。

(五) 代表概念の特徴としての公共性

さらに、『憲法論』においてシュミットは、「公共性 (Öffentlichkeit) の領域において行われうる」(VL:208) ものとして代表概念を捉える。「代表の価値は、政治生活に対して公共性 (Publizität) と人格性という特徴を与えるという点に基づく〔傍点は引用者による〕」(VL:214)。彼によれば、秘密裡に二者間で行われる事柄は全て私的事柄であり、代表ではありえない。それゆえに私法上の事柄や経済的事柄といった私的領域に属するものはすべて、代表概念から除外されている (VL:208)。

代表の公共性という性格規定について、シュミットはその由来を明記しておらず、代表の公共的性格を理解する上で示唆に富む社会学的研究として、ヴェルナー・ヴィティッヒの論文「ゲーテの小説『ヴィルヘルム・マイスターの修行時代』の社会的內容」(一九二三年) を挙げるのみである。彼によれば、ヴィティッヒの論文中には代表という語は用いられないものの、「公共性」「公的人格」「外観」について適確に指摘する中で、代表概念に相当するものが論じられている。

ヴァイティッヒは、シュミットが一九一六年の夏学期にシュトラスブルク大学で一時的に私講師の職に就いたときに同僚であった国民経済学者であり、両者の親交はその後も続いていた（TBII:9, 500）⁽¹⁷⁾。「ゲーテの小説『ヴィルヘルム・マイスターの修行時代』の社会的內容」は、ヴァイティッヒがヴェーバー追悼記念論集に寄稿した論文——この論集には、シュミットもまた「政治神学」を寄稿した——である。この論文の主題は、「社会的諸状況自体が英雄の運命や性格に本質的に影響を与え、物語の進行がそのような社会的契機によって規定されるほどに、社会的対立を行為の進行へと、英雄の運命へと嵌め込むこと」⁽¹⁸⁾である。ヴァイティッヒはゲーテの小説中にある、ヴィルヘルムが義兄弟に宛てた手紙を解釈し、貴族は「公的人格（öffentliche Person）」であり、「公法制度（institutio publici juris）」であると⁽¹⁹⁾言う。これに對して市民は公的性格をもたず、ただ自らの成果を通じてのみ何事かをなし得る。⁽²⁰⁾シュミットはこうしたヴァイティッヒの議論に言及し、そこから示唆を得たと言う。そして、代表という「概念の危機は、市民は代表を創出する能力を持つことなしに、貴族が代表的地位を喪失したことに存する」（VI:209）と解釈した。

以上の議論を整理すると、『憲法論』におけるシュミットの代表概念は、代表の概念史を参照するならば、次の点で特殊性を有していたと言える。彼の代表概念は、代表の概念史における二つの伝統のうちの一方のみを強調するものであった。すなわち彼は、不可視のものを可視化し、現実には目に見えない形で実在しないものを現在化する、という中世以来の代表概念を強調し、神概念や人民の政治的統一という、経験的には存在しない高次の価値が代表されると論じた。そして、ホッブズの代表論を部分的に受容し、主権者という一人格の代表により統一がもたらされると考えた。ただし、ホッブズの場合には、一人格としての主権者として、一人の人間すなわち君主だけではなく、合議体が想定されていたが、シュミットはこうした見解には言及しなかった。また、ピトキンの解釈によれば、ホッブズの代表思想は近代の代

表概念に含まれる代表思想の第二の伝統、すなわち〈本人—代理人関係〉という法的擬制を含意し、したがって主権者は本人である臣民に対して一定の義務を負うことが示唆されていたが、この点をシュミットは理解しなかった。

また、『憲法論』では新たに、代表の内容は人民の政治的統一であるとする新たな認識が示され、同一性概念と結合されることによって、カトリシズム論で展開された従来の代表概念は一定の変更を被ったと言える。こうした新たな代表概念は、一九二〇年代における民主主義についての考察を経て、そして政治的統一としての国家観を形成したのちに、独自に構想されたものであった。

第四節 『憲法論』における同一性原理と代表原理の結合

(一) 同一性原理と代表原理——その結合の可能性

前述の通り、『憲法論』以前の著作においてシュミットは、君主主権の基礎と人民主権の基礎は排他的な関係にあると捉えていた。すなわち『政治神学』においては、君主主権の形而上学的基礎である超越性と、人民主権の基礎である内在性と同一性とは矛盾するものであると理解されていた。『憲法論』においても両原理は原理的には、本来相反するものであると規定されるが、しかし政治的現実において、両者は不可避的に結合するのだと新たに論じられる。

同一性原理を絶対的に貫徹するならば、政治的統一は解体の危機に晒される、とシュミットが考察していたということとは、本章第二節で確認した通りである。こうした認識に基づき、彼は人民主権原理に基づく政治体制である民主主義体制においても、代表原理がある程度機能しなければならないのだと論じる。つまり、あらゆる政治体制において、「代表原理に基づき、政治的統一が統治機構 (Regierung) により描出 (darstellen) される」(VL.214) 必要があると言う。

そして、「近代憲法の政治的構成部分は、民主主義原理としての同一性と君主主義原理として代表との結合からなる」という著名な命題を導き出すのである。

あらゆる政治体制は民主主義原理としての同一性と君主主義原理として代表との結合により構成されるとする、この認識に基づき、シュミットは、統治者の数によって政体を分類するホッブズ以来の三政体論を解体しようとする。そして君主政、貴族政、民主政という従来の分類は、究極的には同一性原理と代表原理という二つの原理の対立に還元することができると述べ、政体論を再構成することを試みた。彼によれば、政治体制における相違は全て、同一性原理あるいは代表原理のいずれが優越しているかということにより説明されうる（VI:215）。シュミットは、こうした二つの異なる原理の結合が不可避であることを次のように強調する。

「政治生活の実際において、同一性原理という構造要素をすべて放棄しえた国家が存在しないのと同様に、代表という構成要素をすべて放棄しえた国家というものも存在しない。無条件に絶対的同一性を実現しようという試みがなされる場合においても、代表の要素と方法は不可避的に残存し、反対に同一性概念をもたない代表は不可能である。同一性と代表という、この二つの可能性は互いに排除し合うものではなく、政治的統一の具体的形成にとつての、正反対を志向する二つの点なのである。一国家においては、両者のうちのいずれかが優位するが、両者はともに人民の政治的実存にとり必要なものである」（VI:205f.）

同一性原理と代表原理は不可避的に結合する、という以上に見た議論は、『憲法論』において新たに示されたものである。『政治神学』から『憲法論』執筆までの時期に見出される、両原理の関係についてのシュミットの見解の変化は、

どのようにして説明されうるのだろうか。

第一に、前述したように、同一性原理についてのシュミットの理解が『政治神学』以降、漸次変更されてきたという経緯がある。彼により当初否定的に評価された人民主権および民主主義、その形而上学的基礎としての同一性概念の内実は、議会主義論初版以降、実は彼自身により新たな解釈が施されてきたことはすでに確認した通りである。『憲法論』公刊の前年に発表された『人民投票と人民請願』では、治者と被治者の同一性という民主主義的同一性思想は、人民による指導者に対する喝采を民主主義とする議論へと読み替えられることとなった。ここでは同時に、人民は、政務官すなわち為政者が投げかける単純な問いに対して是か非かを答える能力しかもたない受動的な存在であると想定されている。

第二に、一九一〇年代以来のカトリシズム論および『政治神学』で示された代表概念が『憲法論』において変容したという経緯がある。『人民投票と人民請願』では、人民の政治的決定には政務官が不可欠であるとする、モムゼンの古代ローマ国法研究から得られた認識を受容した上で、シュミットは独自に、政務官は人民の政治的統一を代表する性格をもつと論じた。さらに、前節で確認した通り、『憲法論』で彼は、代表の内容は人民の政治的統一であるとする新たな認識を示した。

こうして同一性と代表という両概念の内実が漸次変更された結果として、最終的に、前者は指導者に対する人民の信任と喝采を、後者は人民の政治的統一の代表を意味するものと解釈される。このような経緯で、シュミットは両原理は結合可能だと主張するに至ったのである。

(二) ライヒ大統領の地位に対する解釈

先に見たように、シュミットは人民概念の特質を、決して形式化されない「公的に組織されない力」であること、す

なわち単なる一国家機関には決して還元されえないということに見出していた。彼によれば、「民主主義における人民の政治的行動能力と意義」は憲法法律の規定の枠内に尽きるものではない。これは当然、人民が憲法制定権力の主体であり、したがって民主主義憲法の正統性および妥当性の基礎であることと結びついている。それゆえに彼は、憲法を制定した後も、憲法制定権力の主体としての人民は憲法法律上の規定と並立し、しかもこれに超越する力として存在し続けると論じる。

人民主権原理に元来立脚する、人民を憲法制定権力の主体とする民主主義論に基づき、シュミットは、「独裁は民主主義的基盤においてのみ可能である」（VL:237）と述べる。ここで「自由主義的法治国家の原理」は「構成要件により制限された、一般に規範化された権限が与えられるのではなく、その授権の範囲と内容がその裁量に依存する」ような「独裁」に背反し、「政治形式としての民主主義にとり、『法治国家的な——引用者』この傾向は本質的ではなく、むしろ疎遠でさえある」とされる（Ebd.）。ここで言う「独裁」とは、人民の意志と同一化する者による、人民主権原理に基づく独裁、すなわち主権独裁を意味することは明白であり、シュミットにおける主権独裁論と民主主義論との連続性が改めて確認される。

『人民投票と人民請願』では、人民により喝采される指導者（Führer）と、人民の政治的決定にとり不可欠の存在であり、人民の政治的統一を代表する政務官（Magistrat）がそれぞれ個別に論究されていた。続く『憲法論』では、ヴァイマル憲法におけるライヒ大統領の地位についての分析を通じて、民主主義的同一性原理に基づく指導者と、代表原理に基づく代表者が一致する可能性が検討されるのである。

一方で、『憲法論』においてライヒ大統領の地位は、君主主義原理に基づくものとされ、従来の君主政における皇帝に代わり、代表としての性格をもつと説明される（VL:290-292）。シュミットによれば、共和政における大統領は「議

会主義的君主政の共和政化された君主」として、代表の性格を有すると一般に理解されている。その場合には、代表者として、大統領と議会の人民代表が二元主義的に並存する。

他方で彼は、大統領制には直接民主主義の思想が如実に反映されていると説明する。彼によれば、ドイツのライヒ大統領は「全人民の信任 (Vertrauen) を一身に集める」者であり、喝采の対象となる政治指導者である (VL.350f.)。「ライヒ議會を解散し、あるいはライヒ議會の法律の議決に対して人民投票を命じるライヒ大統領の権利は、「人民への訴え」を行い、議會に対抗して、選挙権をもつ公民との直接的結合を創り出す可能性を付与する」。この点でライヒ大統領選挙は「ドイツ人民の偉大な喝采」であり、ここには「民主主義におけるそのような喝采がもつ抗し難さ」があると論じる。

なお、『憲法論』では新たに、「中立的権力」としての大統領の役割とその可能性が言及される。⁽²¹⁾もしライヒ大統領が非党派的で中立な力であるならば、「中立的権力の担い手」として、自らは決定せず、諸党派を調停して和解をもたらすという役割を果たしうる。シュミットは、人民投票を経て選出されなかった初代大統領エーベルトを例にとり、「中立的権力」としてライヒ大統領が機能する可能性を論じた。しかし彼によれば、こうした役割は、大統領が人民により直接選出されないことを条件としてのみ可能でありえた。大統領が全人民により選出される場合、もしくは諸政党の連合によって政党間協定に基づいて選出される場合、ライヒ大統領は中立的権力ではありえない。特に前者において、必然的に政治的力である人民投票を経て選出された大統領は政治的存在であり、「中立的第三者」であるはずがない。このときライヒ大統領は「特殊に決定的かつ強力な意味において政治家であり、政治指導者」(VL.352f.)である。したがってシュミットは、直接公選による当時のドイツライヒ大統領、すなわちヒンデンブルクにこうした中立的権力としての役割を期待しうるかという点について、否定的見解を示していた。

以上に見たように、『憲法論』においてシュミットは、一方ではライヒ大統領を「議會主義的君主政の共和政化され

た君主」として理解し、代表原理に基づき、人民の政治的統一を代表する者として位置づけた。他方で、ライヒ大統領は必然的に政治的性格をもつと考え、同一性原理に基づき、「ドイツ人民の偉大な喝采」「全人民の信任」を受ける政治指導者であると位置づけた。すなわちシュミットは、ライヒ大統領という一つの地位ないしは人格のうちに、代表原理に基づく代表者としての性格と、同一性原理に基づく政治指導者としての性格を見出そうとしたのである。つまり、ヴァイマル国家の政治的現実において、同一性原理と代表原理の結合を体现する存在として、すなわち強力な民主主義的正統性に支えられ、政治的統一を代表し、これを保証する存在として、彼はライヒ大統領に期待を掛けたのである。

（１） 権左武志、「ワイマール期カール・シュミットの政治思想―近代理解の変遷を中心として」、『北大法学論集』五四卷六号、北海道大学大学院法学研究科、二〇〇四年、二〇三―頁。

（２） 権左、前掲、二〇三―頁。

（３） 「フランス人民は、自己を憲法制定権力の担い手として構成した。すなわち人民が自己の行為能力を自覚し、それとともに既存の政治的統一および行為能力という明白に肯定された前提の下、自己自身に憲法を与えるのである」（Vgl.）。

（４） カトリシズム論における代表思想と『憲法論』における代表原理を連続的に捉える、和仁陽、『教会・公法学・国家・初期カール・シュミットの公法学』、東京大学出版会、一九九〇年を参照。和仁は、同一性原理と代表原理が結合するという『憲法論』における議論について、それ以前の議論と比較して前者は大きく変更されるが、後者（すなわち代表ないし「再現前」）は変更を被ることなく維持されたと解釈する。「実は、この共存関係の実現のため、大きく譲歩したのは同一性概念であった。すなわち、同一性は、フォルクの領域に取りこまれることになって、Die Diktaturにおける同一性（あるいはその前身）が全く無定形なフォルクの、革命的な原理であったことからみれば非常な変化を遂げる。これに対し、再現前の方は、カトリシズム論以来の含蓄を失うことなく保ち続けたのである。もちろん、フォルクの革命性は、基礎理論の部分の根幹とされ、とりわけ実定的憲法概念と憲法制定権力の理論の中で、法的に極めて高い評価をうけている。しかし、

まさにフォルク概念がその革命性を体系上憲法概念の領域に委譲したことにより、国家の具体的秩序原理の場面では、同一性は、明白にアンシャンレژیーム的性格を保持した再現前のフォルムに自在の展開を許すのである」（和仁、前掲、二七七頁）。

- (5) Hanna Fenichel Pitkin, "Representation", Edited by Terence Ball, James Farr and Russell L. Hanson, *Political innovation and conceptual change*, Cambridge University Press 1989, p.138.
- (6) Pitkin, *ibid.*, p.133.
- (7) Pitkin, *ibid.*, pp.133, 134.
- (8) Pitkin, *ibid.*, p.134.
- (9) Pitkin, *ibid.*, p.135.
- (10) Pitkin, *ibid.*, pp.136, 137.
- (11) Vgl. Neumann, a.a.O., S.151. 和仁は、初期以来「シュミットが一貫して説いてきた、アンシャンレژیーム的再現前の特性」として「私法・経済・技術に対する公法的・政治的・公共的性格、頭職（*Würde*）を保有するペルソンとの不可分の結合」と並び、「超越性と可視性」を挙げ、こうした特性はすべて『憲法論』における代表原理に継承された、と論じる（和仁、前掲、二七八頁）。
- (12) 和仁、前掲、二七八頁。
- (13) Thomas Hobbs, *Leviathan. Eine Auswahl. English/Deutsch, übersetzt von Holger Hanowell*, (Hrsg.) Jürgen Klein, Stuttgart, S.354.
- (14) Pitkin, *ibid.*, p.141.
- (15) 権左、前掲、二〇三二頁。
- (16) ペーターゾン研究者であるニヒトヴァイスは、シュミットは人民と喝采と公共性との相關関係に対する認識をペーターゾンから得たと主張する。というのも、人民と喝采と公共性との相關関係は「古代のエクレスシア概念の構造」に対応するものだからであると言う（Nichtweiß, a.a.O., S.627）。しかしニヒトヴァイスの説明によっては、代表と公共性の関係について明らかにされていない。

- (17) Vgl. auch Mehring, a.O., S.90, 93.
- (18) Werner Wittich, "Der soziale Gehalt von Goethes Roman >> Wilhelm Meisters Lehrjahre<<," *Hauptprobleme der Soziologie. Erinnerungsgabe für Max Weber*, II Band, (Hrsg.) Melchior Palyi, München und Leipzig, 1923, S.279.
- (19) Wittich, a.O., S.293.
- (20) 代表の観点から『ヴァイルヘルム・マイスターの修行時代』を解釈する、vgl. Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchung zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp, 1990, S.67-69. (『公共性の構造転換』細谷貞雄、山田正行訳、未来社、二〇一三年、二二一―二六頁、参照。) ハーバーマスは、ヴァイティッヒが小説中の手紙に社会的観点から注意を促したことを指摘している (Habermas, a.O., S.67, 邦訳、四一頁)。
- (21) 権左、前掲、二〇三三頁。

結び

(一) シュミット民主主義論の成立過程

これまでの考察を通じて、最初期一九一〇年代から『憲法論』（一九二八年）公刊までの時期にかけて、民主主義に関するシュミットの政治思想は、次のような発展を経て成立したことが明らかになった。

第一章では、一九一〇年代におけるシュミットの国家観、個人観および人間観と神学的世界観、そして法学方法論を明らかにした。シュトラスブルク大学に提出した教授資格申請論文『国家の価値と個人の意義』において彼は、〈法・規範の世界〉と〈事実・経験の世界〉を区別する二元論的世界観を前提とし、法を実現する主体としての国家像を提示した。その際に彼は、国家により定立される実定法から区別される、国家を超越した規範としての法、すなわち「自然

主義なき自然法」「抽象的思想としての法」を想定していた。ただし、シュミットの議論によれば、この高次の法には具体的な内容が備わっているわけではなく、その内容は法実現主体により定式化されなければならない。本来、経験的世界の内には本来実在しない規範としての法は、経験的世界における国家により定式化されることで初めて法は実現する。そして、国家による法の定式化という媒介なしには、経験的世界に法は存在せず、したがって法と不法の区別もないので、こうした課題を担う国家の価値は途方もなく大きい、とされる。こうして彼は、国家の価値を強調する一方で、個人は本来、自然的存在としては無意味であると論じる。国家による法実現なしには、人間は法と不法の区別を知らない自然状態に置かれる。個人は法を実現するという国家の課題に献身し、そのための道具としての役割を果たすときに初めて意味を有すると規定された（第一節）。

こうした国家観、国家と個人の関係に対する見解が形成された背景には、シュミット自身の神学的、形而上学的世界観があった。「教会の可視性」（一九一七年）では、カトリックの教義である原罪觀念に基づき、極端に悲觀主義的な人間観と世俗世界に対する見方が示された。彼独自のこうした世界観と人間観は、現代の個人主義とデカルト以降の近代の特徴とされた主觀主義を痛烈に批判する『政治的ロマン主義』（一九一九年）にまで継承される（第二節）。

一九一〇年代には、その後のシュミットの思想的発展を一定程度規定することになる、彼独自の方法論がすでに形成されていた。第一に、この時期にシュミットは、H. ファイヒンガーにより法学的手段として定式化された「擬制（juristische Fiktion）」に注目しており、その方法論上の意義を強調していた。第二に、法学と神学とをアナロジーで捉えるという方法論、すなわち法学神学並行論に関心を寄せており、最初期の著作『法律と判決』には当時すでに『政治神学』における「政治神学的方法」の萌芽的思想が見出された。擬制と法学神学並行論という方法論に対して、ケルゼンもまた同時期に興味を抱いていたことが確認されるが、理論を形成する途上でこうした方法論を適用する際の両者

の態度は対照的であった（第三節）。

第二章では、第一次大戦開戦からドイツが敗戦と革命を迎えるまでの時期におけるシュミット自身の戦争体験を踏まえ、これと密接な関係において形成された戒厳状態論、委任独裁論、主権独裁論に注目し、『独裁』（一九二二年）の成立過程を解明した。まず、シュミットの独裁論研究の出発点には、第一次大戦中の戒厳状態論研究があったことを解明した。彼の日記帳や大戦中の軍務内容に関する資料に基づき、戒厳状態について報告するという軍務を契機に、「独裁と戒厳状態」（一九一六年）において独裁と戒厳状態が明確に区別されたことを示した。この論稿は、従来誤って混同されていた戒厳状態と独裁とを区別することを目的とする。彼によれば、戒厳状態とは、一者（軍事命令権者）に執行権が集中する状態を指し、独裁とは、権力分立原則が廃棄され、一者ないし一機関が立法権および執行権を掌握している状態を指す。本論稿におけるシュミットの主眼は専ら、戒厳状態を規定することであり、これは独裁との区別を通じて可能となった。すなわち、独裁に対する考察は、戒厳状態を説明するという目的を達成する上で必要な範囲でなされたに留まっていた。こうした経緯から、シュミットは次なる課題として、独裁の概念化という問題を取り出したのであった（第一節）。

ドイツの敗戦と革命を経て、軍務から解放されたシュミットは、ミュンヘン商科大学に講師として勤める。近年に一部が公表された彼の政治思想史講義録（一九一九年）から、彼はボダン論を通じて、絶対君主による主権の確立とこれを通じた国家的統一の達成の意義を当時から強調していたこと、さらに、ホッブズ論を通じて、社会契約による「絶対的代表」の創出に注目していたことが明らかとなった（第二節）。そしてシュミットは『独裁』において、主権者と独裁官とを区別するボダンの理論に即して、主権者により課せられた特定の目的を達成するための独裁、すなわち任期と権限が限定されることを特徴とする委任独裁を定式化した（第三節）。さらに、ホッブズの議論に依拠しつつ、主権者

と独裁官が一致する可能性、すなわち独裁官が執行権のみならず立法権をも掌握する場合について考察し、近代以降の現象としての主権独裁を分析した。その上で、ルソーとシーエスの議論に対する独自の解釈を通じて、「人民の意志」との「同一化」を支配の根拠とする独裁を主権独裁として把握した。これは、新たな体制を確立するまでの過渡期に現象することと特徴とする独裁であり、主権者である人民の意志と同一化する者による独裁を意味する。彼は、主権独裁の典型的事例としてジャコバン派独裁を位置づけ、ルソーの人民主権論がこうした独裁の正当化に奉仕したと論じた(第四節)。

ジャコバン派独裁と並ぶ主権独裁の事例として、シュミットはプロレタリア独裁を理解する。人民主権原理に基づき、独裁の根拠を人民の意志に求める限り、プロレタリア独裁は主権独裁であり、民主主義とは矛盾しない。こうしたシュミットの議論を、多数決原理を廃棄するプロレタリア独裁は民主主義に反する、と論じたケルゼンの議論と比較した。その結果、多数決原理を民主主義の本質的契機として捉えず、人民の意志を独裁の究極的根拠と見做すことが、シュミットにとり、民主主義論を形成する際の出発点となったことが確認された。以上から、人民の意志を形成する能力をもつ限りにおいて、少数派による支配もまた民主主義的に正統化される、とする議会主義論で展開される民主主義論の萌芽が当時すでに見出されることが判明した(第五節)。

第三章では、『政治神学』(一九二二年)、これと同時期に成立したカトリシズム論(一九二三年)を分析し、民主主義および人民主権論に対するシュミットの当初の評価が否定的なものであったことを明らかにした。そして、民主主義を批判する際の根拠とされたものが「国家的統一」の問題であったことを解明した。まず、人民主権を近代史の文脈に位置付けて理解するためにシュミットが利用した「政治神学的方法」について検討し、同時代の神学的ないし形而上学的世界像と政治的構造の間にアナロジーを想定するという方法が、一九世紀の反革命の国家哲学者、特にD.コルテス

の歴史観に由来することを確認した（第一節）。

そして、シュミットはこの方法に従い、君主主権ないし絶対君主政の特徴を、主権者の超越性と代表的性格として肯定的に捉え、人民主権ないし民主主義の特徴を、主権者の内在性と「治者と被治者の同一性」をはじめとする「一連の同一性」として否定的に捉えていたことを明らかにした。彼によれば、初期近代に確立した君主主権は、神学・形而上学的世界像としてのローマ・カトリック教会における教皇制度あるいは一神教の有神論と構造的に類似関係にあり、これが世俗化されることで、人民主権が成立した。君主主権と類似関係にある有神論的世界像においては、唯一神の存在、および世界に対する神の超越が前提されており、これと同様に、君主主権においては、唯一の主権者としての君主の存在、および国家に対する君主の超越が前提される。『政治神学』と同時期に執筆されたカトリシズム論を併せて解釈するならば、人格的代表という性格をもつローマ・カトリック教皇と同様に、絶対君主政は代表としての性格をもつと想定されていた。他方で、人民主権は、汎神論あるいは〈形而上学一般に対する無関心な態度〉と類似関係にあるとされ、主権者の複数性、および主権の内在性を前提とする。一九世紀以降新たに台頭する民主主義思想は「内在観念」に支配されており、「治者と被治者の同一性」を初めとする「一連の同一性」を特徴とする。以上のことから、シュミットは、「超越」と「代表」、主権者の唯一性を、君主主権ないし絶対君主政の特徴として把握し、「内在性」と「同一性」を、人民主権および民主主義の特徴として理解していた。そして、両政治体制は神学・形而上学の次元で対立する関係にあると捉えていた。

シュミットによれば、絶対君主政において確立した君主主権は、国家的統一を可能にしたという歴史的意義を持つものであり、ミュンヘン商科大学講義録におけると同様に、君主主権の成立は、『政治神学』においても肯定的に評価される。その上で、人民主権ないし民主主義は、人格主義的要素および決断主義的要素を持たないために、シュミットは、絶対

君主が達成し得た「国家的統一」を実現できないと考えた。そして、こうした見解ゆえに、彼は当初、民主主義に対して批判的立場を表明したのだということを論証した（第二節）。

本章では最後に、ケルゼンにおける人民主権論解釈、特に人民主権の歴史的成立についての解釈を参照し、両者の議論を比較することで、シュミットの人民主権論解釈の独自性と特殊性を明確化しようと試みた。両者はともに、ルソーの『社会契約論』から学び、その人民主権論から学んだが、人民主権原理と個人の自由の関係について、また民主主義における少数派保護について対立する見解を有していた（第三節）。

第四章では、議会主義論初版（一九二三年）、第二版序文（一九二六年）、「政治的なものの概念」（一九二七年）を分析対象とし、この時期に、彼の民主主義に対する立場が劇的に転換し、民主主義について積極的に論じるようになることを示した。そして、その契機となったものは、唯一の「人民の意志」を創り出すことにより、民主主義においても国家的統一の達成は可能である、と新たに認識したことにあつた。議会主義論初版において、シュミットは同一性概念を分析し、現実には存在する人民の間には意志の完全な位置は存在せず、したがって一致した「人民の意志」とは擬制により創り出された概念であることを指摘する。その上で、民主主義においては「同一性に対する承認」に基づき、「同一化」を通じて同一性は創り出されなければならないと論じる。それゆえに、彼によれば、民主主義における本質的問題は、人民の意志形成の問題、すなわち誰が人民の意志を形成する手段を持つかという点であると結論づけた。つまり、シュミットは議会主義論初版において、「治者と被治者の同一性」という定義の内容を、「人民の意志」という擬制をいかに形成するかという「同一化」の問題として捉え直すことで、民主主義に対する解釈を変更したのである。

元来、人民と同一化する権利を持つ者、人民の意志を形成する者が支配するとする思想とは、まさに『独裁』におい

て論じられた主権独裁の特徴であった。当然、主権独裁とは、新たな政治体制が確立するまでの過渡期、すなわち革命期のような例外状態において現象する独裁であり、議会主義論で考察の対象とされた政治理論としての民主主義論とは性質の異なるものであるように思われる。しかし、人民の意志に究極的根拠を置き、人民と同一化された存在であることを正統性根拠とする点で、そして人民の意志の形成を重要な契機とする点で、主権独裁と民主主義は同一の論理を有している。以上のことから、シュミットの民主主義論においては、人民の意志に究極的根拠をもち、人民の意志を形成する手段を持つ者による支配である、という主権独裁の論理が、民主主義論に適用されていることが明らかとなった。すなわち、『独裁』において論じられた主権独裁論をモデルとして、議会主義論以降、民主主義論が形成されたのである（第一節）。

また、議会主義論第二版序文におけるルソー解釈を通じて、民主主義に不可欠の要素として「同質性」概念の基準が新たに導入されたことを示した。シュミットはルソーの理論における「一般意志」は同質性に他ならないとし、民主主義の前提は、内部に政治的見解や経済的状况、信仰といった根本的な点で分裂が存在しないこと、公民として公共の事柄に貢献する義務を果たすという前提が共有されていることであると論じた（第二節）。

そして、この「同質性」概念と同時に民主主義の本質とされた、「異質な者の排除」という論理が「政治的なものの概念」においては国際関係の文脈で適用されていること、また、ここで「人民の政治的統一」としての国家観が新たに提示されたことを確認した（第三節）。

第五章では、『人民投票と人民請願』（一九二七年）を分析し、「人民による指導者への喝采」を民主主義の本質と見做すシュミットの思想がどのような理論的継承を経て形成されたのかを解明した。まず、古代ローマ史家Th.モムゼンの『ローマ国法』における歴史叙述に従い、彼は直接民主主義における政務官と人民の対立関係を民主主義の原型として

把握したことを明らかにした。彼がモムゼンの歴史研究から得たものは、次の認識である——政務官の選出は人民投票によつてなされること、市民の共同体が主権者であること、市民自体は意志能力および行為能力をもたないがゆえに、市民の政治的決定に際しては政務官の存在が必要であること、市民は政務官が定式化した問題に対して是か非かを回答するだけであり、したがって市民の決定は政務官の定式化した問題に依存すること。特に彼は、政務官により提起された問いに対して、人民は是か否かで回答する能力しかもたない、とする消極的な人民観を受容した（第一節）。

さらに、神学者E. ペーターゾンによる宗教史研究『ヘイス・テオス』から「喝采」概念の意義を学び、これを契機に、指導者に対する人民の喝采こそが民主主義の根源的現象であると把握するに至つたことを論じた。碑文の解説を通じて古代世界における喝采概念の意味と役割を検証したペーターゾンの研究から、シュミットは、「多数の群衆による歓呼」としての喝采の定義の他、人々を煽動することが喝采の目的であつたこと、喝采を引き起こすのは奇跡の対する感嘆の念であつたという認識を得た。彼はこの研究を高く評価した上で、喝采概念を自らの民主主義論に適用し、「指導者」に対する人民の「喝采」こそが民主主義の根源的現象であり、人民の「譲渡できない権利」でさえあると論じた（第二節）。そして、こうした新たな認識が、『憲法論』において政治的構成原理として「民主主義的同一性」が定式化される前提であつたことを明らかにした。モムゼンおよびペーターゾンの研究を受容することにより、シュミットは、政務官により定式化された問いに対して人民は是か非を回答することしかできないこと、また指導者に対する人民の喝采こそが民主主義の本質であると規定した。そして彼は、その論理的帰結として、自らの意志を人民の意志と称することに成功する限り、少数派による支配も民主主義的に正統化されると主張するのである。本書においても、シュミットの民主主義論が主権独裁論と一定の共通性を有していることが確認された（第三節）。

第六章では、これまでの章で再構成したシュミットの思想的発展を踏まえて、『憲法論』（一九二八年）において民主

主義論がどのように完成されるのかを検討した。まず、初期以来のシュミットの国家観の変遷を概観した上で、本書では「人民の政治的統一」としての国家の定義が提示されたことを示した（第一節）。

次に、民主主義的同一性原理が「政治的に統一された人民と経験的に存在する人民との一致」として新たに定義されたことを明らかにした。これまでにシュミットが用いた同一性に関する様々な概念、すなわち同一化、同質性、同種性という諸概念の関係を整理し、『憲法論』では同質性概念に代わり、「人民の同種性」が民主主義的同一性を基礎付けるものとして位置づけられていることを示した。その上で彼は、民主主義的同一性に潜在する諸々の限界ゆえに、政治体制は同一性原理のみによつては構成されないと論じる。すなわち、近代国家の政治体制はすべて、同一性原理と代表原理の結合により構成されるという著名な命題を呈示する。したがって、民主主義を採用する政治体制もまた、同一性原理とともに代表原理によつて構成されると結論付けた（第二節）。

そしてシュミットは、一九一〇年代以来のカトリシズム論の文脈における代表概念を引き続き継承しながらも、代表されるものは人民の政治的統一であるとする新たな代表原理を提示した（第三節）。

同一性と代表の結合という『憲法論』で新たに示された認識は、議会主義論以来の両概念に対する解釈の変容を背景として導き出されたものであった。まず、民主主義的同一性の内実が、指導者に対する人民の喝采へと転換したこと、次に、代表概念に新たな内容が加わり、『憲法論』では人民の政治的統一は政務官ないしは為政者により代表されなければならぬという思想が展開されたことである。前者は指導者に対する信任と喝采を、後者は人民の政治的統一の代表を意味するものであり、一人格による支配を肯定する点で共通していた。ヴァイマル国家においては、同一性原理に基づき人民の信任と喝采を受ける政治指導者として、また代表原理に基づき政治的統一を代表する為政者として、シュミットは、ライヒ大統領の役割に期待を掛けていた（第四節）。

以上の研究の成果として、本稿はシュミットの民主主義論が形成される際に前提となった諸条件を明らかにした。第一に、彼の思想形成の基盤には、彼自身の神学的世界観に基づく悲観主義的人間観および個人観があった。そして、本性上悪である人間の世界に正義と不正義の区別をもたらずものとして国家の価値を強調し、第一次大戦後には、国家的統一を第一に重視するようになる。こうした彼自身の政治的価値判断は、民主主義論を形成する際の前提をなすものであった。

第二に、彼の民主主義論は、戦争と革命という特殊な時代状況のなかで構想された例外状態論研究に端を発するものであり、主権独裁をモデルとして形成されたということである。大戦中にシュミットはバイエルン副総司令部において戒厳状態について報告するという任務を負い、戒厳状態と独裁を概念上区別するという研究に着手した。この当時、まだ不分明であった独裁概念を定式化することが、彼にとつての次の課題となり、ボダン論およびホッブズ論に対する分析を経て、委任独裁および主権独裁を概念化した。さらに、ルソー、シイエスといった革命思想家の理論をも援用することで、「人民の意志に究極的根拠をもち、人民の意志を形成する手段をもつ者による支配」として主権独裁を定式化する。こうした主権独裁の論理は、議会主義論では民主主義論に適用され、民主主義において人民の意志は形成可能であり、民主主義の本質的問題は人民の意志形成の問題、すなわち誰が人民の意志を形成する手段を持つかという問いとなると結論づけるのである。そして、数の点で少数者であっても、人民の意志と同一化する限り、少数者による多数者の支配もまた民主主義的に正当化されると論じた。周知のように彼は、「主権——引用者」独裁と民主主義は対立物ではない」と断定するが、それはそもそも彼の民主主義論が主権独裁の論理を適用することで形成されたからであった。

第三に、シュミットの民主主義論は、ルソーの人民主権論から「治者と被治者の同一性」という思想を引き出し、民主主義の定義として採用したことを初めとして、過去あるいは同時代の思想家からの影響を受けて発展したということ

である。第三章で見た通り、シュミットはドノソ・コルテスの歴史観から学び、人民主権を歴史的に位置付けるために政治神学的方法を利用した。また、第五章で論じた通り、直接民主主義の本来のあり方についての認識を得る上で、前世代のTh.モムゼン、同時代のE.ペーターゾンによる研究の受容は不可欠であった。こうした他の思想家の影響が加わることで、シュミットの民主主義論は独自の発展を遂げ、『憲法論』が完成するに至った。

（二）シュミット民主主義論の相対化——ケルゼンとの比較を通じて

本稿では、シュミットが民主主義論を構想する過程で重要な役割を果たしたと考えられる諸論点について、一九一〇年代以来のケルゼンの議論を参照し、比較を試みた。ここでは、これまでに検討した両者の思想における相違点を再確認し、シュミットの民主主義論の相対化を図りたい。

シュミットとケルゼンの間に見出される顕著な相違は、第一に、「人民の意志」に対する見解と評価にある。一九一〇年代に彼らはともにH.ファイヒンガーの著書『かのようの哲学』に関心を寄せ、そこで論じられた擬制論について書評を著していた。両者はともに、法学方法論として擬制は有益であるが、擬制を通じて表象された概念と現実とは決して一致しないことを強調していた。そして、人民の意志はまさに、擬制により創り出された概念に他ならないという認識を共有する点で、両者は一致していたと言える。

しかし、人民の意志を唯一のものと見るか、あるいは多様なものとして捉えるかという、人民の意志に対する解釈の点で、両者は異なる見解をもっていた。一方でシュミットは、人民の意志が擬制により創り出された概念であることに言及した上で、現実には人民間に一致した意志などは存立しえないし、実現不可能であると述べる。そして、こうした認識に基づき、むしろ「同一化」によって人民の意志は形成されなければならないと主張したのである。すなわち彼は、

人民の意志を同一化の産物として把握し、民主主義におけるその意義を強調して、これを民主主義的正統性の根柢として位置づけたのである。つまり彼にとり、唯一の一致した人民の意志は現実には存在しないという事実、すなわち現実には複数の多様な意志が存在するという事実は、民主主義においては否定されるべきものである。むしろ、人民の意志が有する擬制としての性格を踏まえ、誰が同一化の手段を掌握し、人民の意志を形成するかという点を重視するのである。その結果、人民の意志に包摂されない少数派の意志は同一化の対象とされ、民主主義の名の下に意志の多様性が否定される。こうした民主主義理解は、ルソーの人民主権論がもつ一側面——投票の結果、票決に破れた者すなわち少数派は一般意志の認識の点で自らが誤っていたことを認識するのだと論じ、一般意志に反する少数派の意志を認めない——を無批判に受容した帰結であると理解することができる。

シュミットのこうした思考の背景には、初期以来の思想に見出される彼自身の政治的価値判断、すなわち統一としての国家を最重要視する視点が存在する。彼によれば、国家の統一を達成したのは君主主権の功績であつたが、人民主権原理に基づく民主主義国家においても同様の政治的統一を実現するためには、一致した唯一の意志として人民の意志が仮定される必要があつた。こうした論理においては、共同体における諸個人の意志は実際には多様であるという経験的事実が等閑視され、統一にとつての弊害として否定される。すなわち、彼の民主主義論においては、個人の意志の多元性は政治的統一にとつての弊害ないしは脅威として位置付けられており、同一化により克服されるべき対象とされるのである。

他方でケルゼンは、民主主義においては人民の間に最低限の同質性は必要であると述べるものの、上からの権威的な同一化や、同一化による人民の意志の形成を民主主義に反するものとして把握する。彼にとり、人民の意志は擬制により創り出された概念であり、さらにイデオロギー概念として、それ自体に問題を孕むものである。後に確認するように、

可能な限り多くの者にとつての自由を実現すべきだ、という観点から、彼は多数者の意志が人民の意志と見做されるべきであると論じる。ただしその際に、人民の意志と見做される多数派の意志と少数派の意志が同一化されるものとは考えなかった。むしろ、同一化されえないものとして、少数派の意志を尊重することこそが、多数決原理を採用する民主主義の前提であると述べる。すなわちケルゼンは、唯一の人民の意志の存在を想定せず、あくまでも個人を単位として民主主義における意志を捉えたと言える。

両者の相違は、第二に、民主主義論における多数決原理に対する見解にある。これは、民主主義とプロレタリア独裁の関係についての両者の見解に示された通りである。一方でシュミットは初期以来、量は質へと転化しえず、数の多さは正しさを証明しえないと主張していた。彼が引用する「多数ではなく権威を」というシュタールの標語が典型的に示す通り、秘密個別投票において得票数を集計し、多数を獲得した党派が政治権力を掌握するという手続きに対して一貫して否定的であった。むしろ、喝采を通じて、単純な形式において為政者により提起された問いに対して是か非かを答えることにより、人民の意志はより民主主義的に表明されうると考えた。

他方でケルゼンは、多数決原理こそが民主主義における自由の理念から導き出される制度であると主張する。というのも、ケルゼンによると、民主主義においても「可能な限り多数の者が自由であるべきだ」とする原則が妥当すべきであり、自己の意志と社会秩序における一般意志が矛盾する者を最小化すべきであるからである。

民主主義における多数決原理に対する異なる評価は、少数派による支配の可能性についての両者の相反する態度に結びつく。本稿で論じたように、シュミットの民主主義論は、人民の意志と同一化された存在であることを根拠として行われる主権独裁論をモデルとして構想されたものであった。すなわちシュミットは、「人民の意志」を民主主義の究極の根拠と見做した。そのために民主主義においては、自らを人民の意志と同一化された存在であると称する者は、人民

の意志を形成する手段をもつ限り、支配権力を行使することが正統化される。また、人民の意志と同一化し、人民の意志を形成することに成功する限り、少数派による支配もまた民主主義の名において正当化される。本稿で確認したように、シュミットはこうした論理によって、ルソーの人民主権論とジャコバン派独裁の連続性を指摘していた。

他方で、多数決原理は民主主義にとり不可欠の制度であると捉えるケルゼンにとり、少数派保護を前提とした多数派による支配、すなわち多数派の意志を「統一的人民の意志」と見做す擬制を通じて決定がなされることが民主主義である。以上に見た通り、シュミットは人民の意志を民主主義的正統性の究極的根拠とするがゆえに、少数派による支配は必ずしも民主主義と矛盾しないと論じた。他方でケルゼンは、自由の理念に基づき、民主主義は多数決原理を原則とする と捉えたがゆえに、少数派による支配を否定した。こうした見解が、プロレタリア独裁と民主主義の関係についての両者の異なる理解に結実したと言える。

第三に、民主主義と少数派の関係についての見解、少数派に対する保護についての見解の点で、両者の民主主義論は決定的に相違する。シュミットは、民主主義的基礎としての同質性が存在する限り、民主主義において少数派の存在は前提されないと論じた。先に確認したように、民主主義においては人民の意志に対立する意志は存在しないとする思想は、ルソーの人民主権論に由来するものであった。こうした民主主義理解からは、少数派に対する保護という視点は導出されず、次節で述べる通り、こうした問題を自覚したシュミットは、自由主義的な法治国家的価値という別の文脈から少数派保護のために必要な措置を講じることになる。これに対してケルゼンは、ルソーの人民主権論の帰結から距離をとり、独自に民主主義における少数派保護の問題を取り上げる。そして、民主主義が採用する多数決原理は、概念上、少数者の存在を前提とするだけではなく、少数者の保護と少数意見の尊重を実現しようと論じた。

第四に、人民主権論およびルソーの『社会契約論』に対する解釈に見出されたように、両者の間には、民主主義にお

ける個人および個人の自由の理念に対する見解の点で相違がある。ケルゼンは、ルソーにおける社会契約の本来の目的は、個人の自由であったことを強調した。それにもかかわらず、社会契約の帰結として、個人の自由は共同体全体すなわち国家の自由へと転換し、個人の自由は蹂躪されうるという逆説に注目した。

他方で、シュミットは対照的に、ルソーの理論における個人の自由という契機を等閑視する。むしろ、ルソーの言う一般意志とは人民の同質性に他ならないとして独自に解釈し、ジャコバン派独裁に典型的に示されるような少数派による支配を理論的に正当化したと論じた。そもそも、シュミットによる人民主権の成立過程の説明、すなわち絶対君主により確立された主権が世俗化することにより人民主権が成立したという説明のうちには、個人の自由に対する視座は見出されない。シュミットの人民主権観およびルソー理解には個人の自由の保障という観点が欠落しており、この点でルソーの人民主権論に対するシュミットの解釈は一面的であった。

（三）シュミット民主主義論のその後の展開

こうした特徴をもつシュミットの民主主義論は、その後の時代状況の変転の中でどのような局面を迎えたのだろうか。本節では、ヴァイマル末期に執筆された『合法性と正統性』（一九三二年）を参照し、シュミットの民主主義論が辿るその後の経緯を概観したい。

『合法性と正統性』は、ナチ党によるライヒ政府の独裁体制が確立する前年、一九三二年八月に公刊された。本書は、議会制立法国家における合法性の問題を究明するとともに、憲法に混在する異なる二つの体系、すなわち議会制立法国家の合法性と人民投票的―民主主義的正統性とを区別する必要性を論じたものである。ここでは、『憲法論』までに形成された民主主義論が基本的に引き継がれるが、この時期に共和国が直面した問題に対処するために、シュミットは

自身の民主主義論に一定の留保を付すとともに、ライヒ大統領の役割に期待を賭ける。

第一に、本書では『憲法論』までに形成された民主主義論が基本的な点で踏襲され、維持されている。シュミットは、「あらゆる民主主義は分割不可能で同種的な (gleichartig)、全体の統一的な人民という前提に基づく」(UL:29)と述べ、人民の同種性に民主主義的基礎を求める従来の民主主義論を提示する。また、民主主義においては、「同一の人民への同一の共属性ゆえに、すべての者が同一の仕方で、本質的な点で同一のことを望む」(UL:29)と述べ、一致した人民の意志の存在を想定する。この場合、投票はただ、潜在的に存在するとされた人民の一致した意志を明らかにするに過ぎない。したがって「民主主義にとっては、事実上も本質的にも少数派は全く存在せず、ましてや確固として恒常的に存在する複数の少数派は存在しない」(Ebd.)。こうした「全人民の実質的同種性が前提されうるならば、単純多数決を通じて意志形成の方法は意味があり、許容されうるものである」(Ebd.)。

さらに彼は、「いかなる民主主義も、人民は善であり、したがってその意志だけで十分であるという前提なしに存立しない」(UL:29)と述べ、民主主義における人民の意志の無謬性および全能性を強調する。彼によれば、それゆえに人民の同種性が前提とされる限り、表明された人民の意志はすべて「法律」であると見做されるのである。「民主主義的一貫性とともに、国家意志と人民の意志が同一のものとされたとき、この民主主義的一貫性に対応して、人民の意志の表明がすべて「法律」と称される」(UL:25)。したがって、民主主義における法律は、「その時々存在する人民の、その時々意志、すなわち実際には、投票する人民の、その時々多数派の意志」である。

以上に見たように、シュミットは『憲法論』に至るまでに形成された民主主義論を前提とし、『合法性と正統性』における議論の土台としていた。

第二に、本書においてシュミットは、こうした民主主義論に対して自ら一定の留保を付す。彼は、法治国家論の文脈

から得られた、権力掌握のための平等なチャンスを保証するという「正義の原理（Gerechtigkeitsprinzip）」の遵守を、民主主義的な意志形成過程における不可欠のルールとして設定するのである。民主主義において人民の意志、正確には「その時々」に存在する人民の、その時々¹の意志、すなわち実際には、投票する人民の、その時々²の多数派の意志³はすべて法律と見做される。そして、法治国家としての議会制立法国家においては、議会多数派のその時々⁴の議決が「法律」であると考えられる。しかしその際に、法律概念や合法性が機能主義的に解釈されるとすれば、合法性は「いかなる内容に対しても無頓着な、また、いかなる内容をも許容する「中立的な」手続き方式、決定手続きとなる」⁵。こうして合法性が「中立的な」手続きと化するとき、法における「正義（Gerechtigkeit）と理性（Vernünftigkeit）」についてのあらゆる保証は喪失し、また法律概念および合法性自体も、算術的な多数観念における一貫して機能主義的な無実質性、無内容性のうちに失われてしまう」（LL:28）。

民主主義においては、人民の意志は純算術的多数決により決定されるため、多数派の意志が全体としての人民の意志と見做される。単純多数決で決定する際には五一パーセントの多数を占めるということが「合法的権力掌握のための唯一の法的資格」となり、合法性は政治権力獲得のための中立的手続きとなる。したがって、いかなる党派や政治勢力であらうとも、多数を獲得することにより、合法的に政治権力を掌握することが可能となる。こうした機能主義的「多数決算法は、あらゆる内容的成果に対する無関心ゆえに、グロテスクな遊戯であり、そこから演繹された合法性概念はあらゆる正義に対する厚かましい侮辱である」（LL:30）。

こうして合法性が単なる中立的手続きとして理解され、純算術的多数決により人民の意志が決定されるならば、法治国家としての議会制立法国家の合法性体系それ自体が危機的状況に陥る、とシュミットは警告する。彼によれば、多数を獲得した党派が合法性の名の下に、自らを永続的権力として制度化し、他の党派が多数を獲得する可能性を否定する

可能性がある。その場合には、合法性体系自体が崩壊する。このとき「〔合法性——引用者〕体系自体もまた、すでに最初の多数派の獲得の後に終焉を迎えるだろう。なぜならば、最初の多数派は、合法的に自らを持続的権力として制度化するだろうからである」(LL30)。「純算術的多数という、余すところなく貫徹された機能主義もまた、合法性という不可欠の前提と基礎を放棄することはできない」。そして、一度政権の座に就いた多数派は「合法的に、自らがぐぐり抜けた合法性の扉を背後で閉ざし、次に、おそらくは閉じられた扉を長靴で蹴りつけるだろう党派政治上の敵を、下劣な犯罪者として扱うこともありうる」(LL31)。

以上の議論からシュミットは、議会制立法国家の法律概念が元来、多様な内容に対する中立性を含むものであるとしても、「自己自身の諸前提に対しては「中立的」であってはならない」(LL28)と主張する。さらに、そのために不可欠の前提として、民主主義においては、現在の多数派以外の諸党派が多数を獲得し、内政上の政治権力を獲得するための無条件に平等なチャンスを保証する必要があると述べた。

さらにシュミットは、支配的多数派は合法的な権力手段を所有しているために、追加的な政治的プレミアムを手にすることを指摘する。すなわち、多数派は内政上の敵対者の活動に対して、非合法のレッテルを貼り、容易に平等のチャンスを排除することができるのである。つまり、「国家の権力手段を合法的に所有している多数派政党は、反対政党がもし合法的に権力を所有しようとする場合には、権力の所有を盾に取り、自らの背後で扉を閉ざすために、すなわち合法性の原理を合法的に除去するために合法的権利を利用するだろう、と想定される」のである。こうした事態を阻止し、合法性体系の破壊を防ぐためには、多数を獲得するための平等なチャンスは常に開かれていなければならない。こうした主張は、実践的に、正義の原理を遵守せず、法治国家的価値を共有しない党派が政治権力を担うことを認めないという帰結を導くものであった。

多数を獲得するための平等なチャンスを保証するという正義の原理は、少数派の存在を前提としないシュミットの民主主義論に対して、本質的な変更を迫るものである。すでに確認した通り、彼によれば、国民的同質性に基づき、一致した人民の意志の存在を前提とする民主主義においては、国家の内部に少数派が存在すると想定することは矛盾である。しかし、「不可分の国民的同種性」という民主主義の基礎が欠如するとき、この平等なチャン스가保証されないならば、「純算術的多数決という、無対象、無内容の機能主義」は、少数派に対する「暴力的強制 (Vergewaltigung)」、すなわち数の力への服従の強制を帰結する。このとき「治者と被治者の民主主義的同一性、命令者と服従者との民主主義的同一性は途絶える。すなわち多数派が命令し、少数派は服従しなければならないのである」(UL:29)。

彼によれば、国家権力が合法的であるということは、権利としての抵抗権を失効させ、否定することを意味する。これにより、国家権力は、反対党派による抵抗や反抗をすべて、不正、違法として非合法化しうる。というのも、多数派は合法性と非合法性を恣意的に決定し、自らの内政上の競合者に対して非合法ならびに法外法治の宣言をし、排除することができからである (UL:31)。そして、少数派の抵抗権を否定することの代償として、権力掌握のための平等なチャンスを保証する、正義の原理の遵守が、多数派に求められるのである。というのも、彼によれば、少数派に対する平等なチャンスの保証と抵抗権の否定は一对のものであるからである。「その時々多数派の支配に基づく、今日の議会制立法国家は、多数獲得の平等なチャンスが真に開かれており、かつ立法国家の正義原則のこの前提がなお信じうるものである限りにおいてのみ、その時々多数党派に合法的な権力行使の独占を委ね、また少数派から抵抗権の放棄を要求しうるのである」(UL:31f)。

以上に見たように、議会制立法国家の合法性体系を維持するために不可欠の原則として、また少数派の抵抗権を否定することに伴う不可欠の前提として、本書においてシュミットは、正義の原理は遵守されなければならないと主張する

のである。これは、内容と無関係に、多数派の意志を人民の意志と見做す民主主義の直接的帰結——すなわち民主主義の自己崩壊という政治的帰結——を見通し、これを回避するために、新たに導入された議論であつたと考えられる。すなわちシュミットは、当時、自ら形成した民主主義論に対して一定の距離をとり、自由主義的な法治国家的価値という、民主主義とは別の文脈から導きだされた正義の原理により民主主義論を補完しようとしたのである。

第三に、民主主義的正統性に支えられたライヒ大統領の役割に期待するという点で、本書は『憲法論』におけるライヒ大統領についての構想をさらに発展させたものと言える。すでに「ライヒ憲法第四八条に基づく大統領の独裁」（一九二四年）、『憲法の番人』（一九三一年）を執筆し、ライヒ大統領について独自の議論を展開していたシュミットは、本書において明示的に、「人民投票的——民主主義的正統性」に基づくライヒ大統領に共和国を防衛する役割を期待する。

先に述べたように、シュミットは『憲法論』までに唱えた民主主義論に対して自ら留保を付し、議会制立法国家の合憲性体系を擁護するという法治国家論の文脈から得られた、権力掌握の平等なチャンスを保証するという正義の原理の遵守を、民主主義的意思形成過程における不可欠のルールとして設定した。その上でシュミットは、この原理を維持し、ヴァイマル憲法第二篇に定められた法治国家的価値を擁護するためには、価値中立的手続きを定めた憲法第一篇を部分的に放棄しなければならないと主張する。「価値中立的手続きを定めた憲法第一篇か、それとも実質的価値を定めた憲法第二篇か、という「根本的な二者択一」を迫られるとき、前者を犠牲にしても、後者に決断すべきであると断言し、「人民投票的——民主的正統性」に支えられた大統領に対し、市民的法治国への決断を、そして法治国の内敵に対する中立性の否定を求めるのである¹⁾。

このようにシュミットは、法治国家的価値を擁護するという役割、具体的には、法治国家的価値を破壊する勢力や党派に対する中立的態度を否定し、共和国を防衛するという「憲法の番人」としての役割を、人民投票的正統性に支えら

れたライヒ大統領に期待するのである。しかし、こうした試みは、のちに共和国が辿る歴史的過程を顧みるならば、ライヒ大統領という一個人、すなわちヒンデンブルクに共和国の存亡と運命を決する政治的判断を委ねてしまうという危険な賭けであったことが判明するのである。⁽²⁾

以上に見たように、ヴァイマル末期においてシュミットは、自ら形成した民主主義論に対して正義の原理という国家的価値を補うことで、民主主義の自己崩壊を防ごうとした。しかし、こうした試みは結局、人民投票的正統性に支えられたライヒ大統領という一人格の行使する非常権限によって共和国を擁護しようとする現実的解決策へと帰着した。これは大統領個人の政治的判断に共和国の防衛をすべて委ねてしまうというハイリスキの賭けであり、実践的にも理論的にも破綻することとなった。

こうした歴史的経験から学び、第二次大戦後に再建された西ドイツでは、自由主義的な法治国家的価値を擁護するための規定を憲法に盛り込むことで、「価値志向的で自己防衛力を備えた民主主義」を実現するために必要な予防的措置を講じた。例えば、基本権の実現、諸州から構成される連邦の編成、立法に際しての州の原則的関与、基本権条項に関わる諸原則に抵触する基本法の修正は認めないとした七九条三項の「永久条項」である。⁽³⁾ その中で、「自由で民主的な秩序を破壊する」ために基本権を濫用する者の基本権を失効するという規定、すなわち連邦憲法裁判所により憲法違反政党を禁止するという規定は、ヴァイマルの経験から学ぼうとする基本法起草者の意志の反映であり、『合法性と正統性』におけるシュミットの立場と近似するものであった。⁽⁴⁾ H. A. ヴィンクラーは、ヴァイマルの価値相対主義に対して反対の態度をとった点で、ボン基本法の父母は「シュミット主義者」であったと評価する。⁽⁵⁾ ヴィンクラーによれば、「立法者を拘束し、選挙民の意志に制限をかけた点にヴァイマルの経験が表れている。〔……〕譲り渡すことのできない特定の価値や自由を保障する諸制度のあり方については多数派の決定にも委ねないことによって、多数派を自己破壊から

守る——憲法制定者のこの決定の前提には、ドイツ人が身をもって示したように、多数者も根本的な誤りを犯し得るといふ経験が存在していた⁽⁶⁾。

こうした点でヴァイマル末期のシュミットの議論は「民主主義の自己破産」を防ぐための措置として受け入れられた。その一方で、基本法の起草者はヴァイマル末期の経験に鑑み、次の点ではシュミットの議論から距離をとり、これを反面教師として学ぼうとした。ヴィンクラーによれば、ヴァイマル末期のシュミットの議論は、審議過程における起草者に対して次のような影響をも与えた。第一に、人民投票の民主主義に反対し、徹底的な代表民主主義を支持した。第二に、ヴァイマルにおいてライヒ大統領が有した独裁権限を、ボン基本法では国家元首に与えることに反対し、元首には代表的機能だけを付与した。そして第三に、大統領が「憲法の番人」を務めることに反対し、裁判所が行うことを支持した⁽⁷⁾。

以上に見たように、「戦う民主主義」を選択した戦後の西ドイツは、法治国家的価値を擁護するための憲法規定の導入や建設的不信任制度の採用を通じて制度上の是正策を講じることと、「民主主義の自己破産」を未然に防止するとともに、ヴァイマル末期のシュミットの議論を克服しようとした。

(四) シュミット民主主義論に内在する諸問題

本稿を通じてシュミットの民主主義論の形成過程を解明することにより、彼の民主主義理解がいかに特殊な環境の中で生み出されたのかということが判明した。最後に、シュミットの民主主義論に内在する問題を、三点に分けて改めて確認したい。

第一に、シュミットの民主主義論が前提とする人間観および世界観に問題が見出される。彼は初期以来一貫して国家

の統一を重視する一方で、人格としての個人の尊厳を軽視していた。すなわち、シュミットの思想形成の出発点には、人間本性を根本的に悪と見做す悲観主義的人間観、個人や個性それ自体に価値を認めない個人観があった。そして、世俗世界や国家以前の自然状態の特徴を、悪と不正として捉え、これを克服する媒介者として国家や教会の価値を強調した。彼の政治思想は、こうした価値判断を前提として形成されたのであり、この点に第一の問題が見出される。

彼自身のこうした価値判断は、間接的に、民主主義論の形成過程において、個人の自律、自由を排除する帰結をもたらしたと言える。すなわち彼は、個人の自由や個性をそれ自体価値あるものと見做さず、その尊重や擁護の必要性を論じなかった。むしろ、初期から一貫して、シュミットが重視していたものは国家の統一ないし政治的統一であり、これが個人の自由に優位するものと考えた。

第二に、人民の意志に究極的根拠をもち、人民の意志を形成する手段を持つ者による支配を意味する主権独裁の論理が、民主主義論に適用されたことに問題がある。本稿が明らかにしたように、シュミットの民主主義論は、第一次大戦中に構想された主権独裁論をモデルとして形成された。主権独裁論は、戦争と革命という特異な時代体験をシュミット自身が理論化した産物である。主権独裁は革命や内乱といった例外状況において現象する独裁であり、独裁の根拠は、独裁者が人民の意志と同一化すること、すなわち自らの意志を人民の意志と称することであった。他方で、議会主義論以降提示される民主主義観において、シュミットは、「治者と被治者の同一性」という定義の内容を、人民の意志という擬制をいかに形成するかという「同一化」の問題として捉え直し、同一化により人民の意志の唯一性を想定した。そして、民主主義における真の問題は、人民の意志を形成するための手段をめぐる闘争であると主張した。したがって、宣伝や煽動などの手段を通じて人民と同一化し、人民の意志を形成する手段をもつ限り、いかなる決定を行う多数派であろうと少数派であろうと、その支配は民主主義的に正当化されることになる。こうしてシュミットは、自らの意志を

人民の意志であると称し、人民の意志を正統性根拠とする指導者に対して喝采することが民主主義であるとする民主主義論を唱えたのである。人民の意志に究極的根拠を見出し、人民と同一化された存在であることを正統性根拠とする点で、そして人民の意志の形成を重要な契機とする点で、主権独裁と民主主義論は共通性を有しているのである。こうして主権独裁論と同一の論理により民主主義を理解した点に、シュミットの民主主義論の問題が見出される。

第三に、人民の意志に基づくと称する政治を民主主義と捉え、「治者と被治者の同一性」として民主主義を形式的のみ理解した点、すなわち民主主義をあらゆる価値や理念から切り離れた点に問題がある。シュミットは、特定の理念や価値から民主主義を区別し、民主主義は何らの実質的内容をも持たないと論じた。こうした民主主義論においては、人民の意志はすべて正しいことが前提とされる。さらに、為政者が自らの統治が人民の意志に基づいていると称する限り、すなわち人民の意志を引き合いに出す事に成功する限り、権威的支配であれ、独裁であれ、内容とは無関係に、あらゆる政治が民主主義的に正統化されることになる。

こうした思想の起源の一つは、一般意志の無謬性を前提とし、その内容如何を問わず、一般意志に従うのが自由である、とするルソーの人民主権論である。ルソーは、一般意志、すなわち人民の意志が立てた法は、その実質的内容にかかわらず、常に正しいと論じた。ルソーによれば、真の自由とは、一般意志が立てた法に従うことを意味する。しかし実際には、一般意志とは、投票の結果判明した多数派の意志を指し、多数派と異なる意見を持つていた者、すなわち票決に敗れた少数派は、一般意志の認識の点で自己が誤っていたことを悟る、つまり自分が真に自由ではなかったことを知るとされるのである。こうした議論においては、一般意志に反する少数意見の存在は許容されないばかりか、一般意志へ従うよう強制することが正当化される。

シュミットの民主主義論は、ルソーの人民主権論が孕んでいた上述の問題を顕在化させるものであった。シュミット

が定式化した、国民的同質性および同種性に立脚した民主主義論は、国民的同質性に包摂されない者、すなわち少数者の排除を伴うものであった。そこでは、個人の自由や自律、個性、自己決定、少数者の権利の保護、少数意見の尊重、人権といった、個人の尊重と人間の尊厳に基づくあらゆる価値は、民主主義的に正統化された「人民の意志」の名の下に容易に否定される。そして、人民と同一化し、人民の意志を代表する指導者に対して、人民が拍手喝采を通じて賛意を表明することが民主主義であるとされるのである。

こうした民主主義論がいかなる帰結をもたらすのかは、ヴァイマル末期において、シュミット自身が痛切に認識することになる。人間の尊厳、個人ないし個性の価値を否定する政治勢力が国民の多数の支持を獲得し、合法的に政治権力を掌握しようとするとき、そして一切の他の政治党派を非法化することにより、一旦掌中に収めた権力を永続的に保持しようとするとき、シュミットが定式化した形式的民主主義がいかに無力であったかが露呈するのである。実質的内容と関連をもたない民主主義は、政治的意志の決定過程に何の歯止めをも課すことができないのである。ここに至って彼はようやく、「不可分の国民的同種性」が欠如する場合を想定し、一般意志への服従を少数派に強制することは、民主主義の名の下の「暴力的強制」に他ならない、と論じたのである。

【付記】本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇一七年九月二六日学位授与）に加筆・修正したものである。本稿を執筆する過程で、権左武志教授から多くの重要な御助言をいただいた。また、論文を審査してくださった辻康夫教授、田口正樹教授より、貴重な御教示をいただいた。心より篤く御礼申し上げます。

- (1) 権左武志、*「ワイマール期カール・シュミットの政治思想―近代理解の変遷を中心として」*、『北大法学論集』五四卷六号、北海道大学大学院法学研究科、二〇〇四年、二〇四―二頁。Vgl. H. A. Winkler, *Weimar 1918-1933. Die Geschichte der ersten deutschen Demokratie*, München 1998, S. 519, ders., *Der lange Weg nach Westen*, Bd.1, *Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, München 2000, S. 520f. (後藤俊明、奥田隆男、中谷毅、野田昌吾訳『自由と統一への長い道Ⅰ』昭和堂、二〇〇八年、五一―三頁)
- (2) 権左、前掲、二〇四―二〇四五頁、参照。
- (3) Winkler, *Der lange Weg nach Westen*, Bd.2, *Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, München 2000, S. 133. (後藤俊明、奥田隆男、中谷毅、野田昌吾訳『自由と統一への長い道Ⅱ』昭和堂、二〇〇八年、一二―一頁)
- (4) Winkler, a.a.O., S. 132. (邦訳、一二〇頁。)
- (5) Winkler, a.a.O., S. 133. (邦訳、一二一頁。)
- (6) Winkler, a.a.O., S. 133f. (邦訳、一二一頁。)
- (7) Winkler, a.a.O., S. 133. (邦訳、一二一頁。)